

第3編 風水害応急対策計画

第1章 応急活動体制の確立

第2章 情報収集・伝達

第3章 避難対策

第4章 水防活動

第5章 交通・緊急輸送対策

第6章 消防・救急・救助・救援活動

第7章 生活関連対策

第8章 ライフライン施設対策

<第3編 風水害応急対策計画>

第1章 応急活動体制の確立.....	1
第1節 組織体系.....	1
第1項 組織体系.....	1
第2節 動員配備.....	13
第1項 職員の配備.....	13
第3節 支援受入体制の確立.....	14
第1項 災害時受援計画に定める応援要請.....	14
第2項 県に対する応援要請.....	15
第3項 自衛隊の受け入れ.....	15
第4項 広域応援の受け入れ.....	16
第5項 災害ボランティアセンター.....	19
第6項 被災者援護協力団体.....	20
第4節 災害救助法の適用.....	21
第1項 災害救助法の適用基準.....	21
第2項 災害救助法の適用手続.....	23
第3項 救助の実施者.....	24
第2章 情報収集・伝達.....	25
第1節 気象情報や被害情報等の収集・伝達.....	25
第1項 気象庁、県、市からの気象情報等の発表.....	25
第2項 気象情報等の伝達.....	28
第3項 通信体制の確保.....	30
第4項 被害情報の収集・調査・報告.....	31
第2節 災害広報・広聴.....	34
第1項 災害広報活動.....	34
第2項 報道機関を通じた広報.....	35
第3項 相談窓口の設置.....	36
第3章 避難対策.....	37
第1節 発令基準に基づく避難指示等の発令.....	37
第1項 発令基準に基づく避難指示等の発令.....	37
第2節 避難所の開設・運営.....	50
第1項 避難活動.....	50
第2項 避難所の開設・運営.....	52
第3項 避難所外避難者の支援対策.....	53
第3節 福祉避難所の開設・運営.....	55
第1項 福祉避難所の開設・運営.....	55
第4章 水防活動.....	57
第1節 水防活動.....	57
第1項 水防活動.....	57
第5章 交通・緊急輸送対策.....	58
第1節 交通対策の実施.....	58
第1項 道路交通対策.....	58
第2項 海上交通対策.....	58

第3項	交通施設の応急対策	59
第2節	緊急輸送対策の実施	62
第1項	緊急輸送体制の確立	62
第2項	緊急輸送	63
第6章	消防・救急・救助・救援活動	65
第1節	消防活動	65
第1項	消防活動	65
第2節	救急・救助活動	66
第1項	救急・救助活動	66
第3節	医療救護活動	68
第1項	応急医療活動	68
第2項	被災者等への医療活動	70
第3項	防疫活動	71
第7章	生活関連対策	72
第1節	要配慮者の支援	72
第1項	要配慮者への対応	72
第2項	社会福祉施設入所者等への対策	74
第2節	食糧・生活必需品の供給	75
第1項	応急給水活動	75
第2項	食糧・生活必需品の供給	76
第3項	救援物資の供給	78
第3節	災害廃棄物等の処理	79
第1項	災害廃棄物の処理	79
第2項	し尿の処理	80
第4節	遺体の処置	81
第1項	遺体の処置	81
第2項	遺体の埋火葬	82
第5節	応急教育	83
第1項	事前の措置	83
第2項	応急教育	83
第6節	動物対策	86
第1項	動物対策	86
第8章	ライフライン施設対策	87
第1節	ライフライン施設の応急対策	87
第1項	電気・ガス施設の応急対策	87
第2項	上・下水道施設の応急対策	90
第3項	電気通信設備の応急復旧対策	91

第1章 応急活動体制の確立

第1節 組織体系

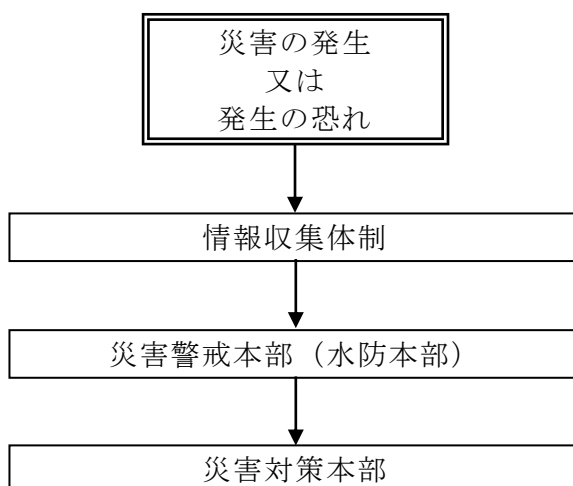
項目		初動	応急	復旧	実施担当
第1項 組織体系	1. 組織体系の設置・配備基準	●			各部班
	2. 災害対策本部の構成	●			各部班

第1項 組織体系

1. 組織体系の設置・配備基準

風水害が発生した場合又は発生する恐れがある場合、状況に応じて次の組織体系図により、情報収集体制、災害警戒本部、災害対策本部の3段階の活動を行う組織・体制を確立し、災害警戒及び応急対策等にあたる。

■組織体系図



■情報収集体制

設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大牟田市にレベル2大雨注意報やレベル2土砂災害注意報が発表されたとき。 ○ その他、災害の発生する恐れがある場合で、情報収集などの対応が必要なとき。 ○ レベル3大雨警報等が発表されていないときで、災害対策本部が設置されるとき
設置等の決定	○ 防災危機管理室長が判断し、決定する。
設置場所	○ 防災危機管理室
責任者	○ 防災危機管理室長
職員の配備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災危機管理室において、災害に備えるための情報収集・連絡等を行う。 ・配 備：防災危機管理室 職員
主な活動内容	○ 気象情報等の収集、警戒
廃止基準	○ 対象となる注意報等が解除され、情報収集・連絡など特段の対応の必要がなくなったとき

■災害警戒本部（水防本部）

設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大牟田市にレベル3大雨警報やレベル3土砂災害警報が発表されたとき。 ○ その他、災害の発生する恐れがある場合で、応急対策などの対応が必要なとき。 		
設置等の決定	○ 市長が判断し、決定する。		
設置場所	○ 防災危機管理室		
責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長（本部長） ○ 権限委任（代行順位） <ul style="list-style-type: none"> ・第1順位：副市長（副本部長） ・第2順位：防災危機管理監 ・第3順位：企画総務部長 ※ 本部長（市長）が不在又は連絡不能の場合は、副本部長（副市長）が職務を代理する。 副本部長が複数の場合の順序は、「大牟田市副市長の事務の分担及び市長の職務代理の順序に関する規則（平成24年規則第1号）」に定める順序とする。 		
職員の配備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要な応急対策並びに被害が拡大した場合の災害対策本部設置に備えて、災害対策本部に準じて部を置く。 ○ 水防計画及び職員初動マニュアルに基づいて職員配備を行う。 		
主な活動内容	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気象情報等の収集・伝達 ○ 被害情報の収集・集約 ○ 市民からの通報対応 ○ 市民への災害広報 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 河川等の警戒監視 ○ 災害への応急対応 ○ 国・県・関係機関との連絡調整 ○ 災害対応の記録・保存 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象情報等の収集・伝達 ○ 被害情報の収集・集約 ○ 市民からの通報対応 ○ 市民への災害広報 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川等の警戒監視 ○ 災害への応急対応 ○ 国・県・関係機関との連絡調整 ○ 災害対応の記録・保存
<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象情報等の収集・伝達 ○ 被害情報の収集・集約 ○ 市民からの通報対応 ○ 市民への災害広報 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川等の警戒監視 ○ 災害への応急対応 ○ 国・県・関係機関との連絡調整 ○ 災害対応の記録・保存 		
廃止基準	○ 対象となる警報等が解除され、応急対策など特段の対応の必要がなくなったとき。		

■災害対策本部

<p>設置基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大牟田市にレベル3高潮警報が発表されたとき。 ○ 市内に、土砂災害、洪水又は高潮等により被害が発生した場合又は発生が予測される場合で、避難所の設置が必要とされるとき。 ○ その他、大規模な災害が発生した場合又は災害の発生が予測される場合で、総合的な対策が必要なとき。 						
<p>設置等の決定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長が判断し、決定する。 						
<p>設置場所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統括部総括班は、市長の指示により災害対策本部を設置する。設置場所は、職員初動マニュアルに定める配備基準によって次の場所に設置する。 <table border="1" data-bbox="528 712 1423 981" style="margin-left: 20px; width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 5px;">風水害の第3・4配備</td> <td style="padding: 5px;">防災危機管理室及び北別館第1会議室、第2会議室</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">地震・津波の第4配備</td> <td style="padding: 5px;">防災危機管理室及び北別館第1会議室、第2会議室</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">台風接近に伴う自主避難所開設時</td> <td style="padding: 5px;">防災危機管理室及び北別館第1会議室、第2会議室</td> </tr> </table> ○ 災害の状況により、被災地に近い公共施設等に現地災害対策本部を設置する。また、市庁舎が被災により使用不可能な場合には、次に掲げる市の施設等の使用可能性を管財班と協力して調査し、使用可能性が確認された場所に設置する。 <ul style="list-style-type: none"> ・代替施設：消防庁舎 	風水害の第3・4配備	防災危機管理室及び北別館第1会議室、第2会議室	地震・津波の第4配備	防災危機管理室及び北別館第1会議室、第2会議室	台風接近に伴う自主避難所開設時	防災危機管理室及び北別館第1会議室、第2会議室
風水害の第3・4配備	防災危機管理室及び北別館第1会議室、第2会議室						
地震・津波の第4配備	防災危機管理室及び北別館第1会議室、第2会議室						
台風接近に伴う自主避難所開設時	防災危機管理室及び北別館第1会議室、第2会議室						
<p>責任者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長（本部長） ○ 権限委任（代行順位） <ul style="list-style-type: none"> ・第1順位：副市長（副本部長） ・第2順位：防災危機管理監 ・第3順位：企画総務部長 ※ 本部長（市長）が不在又は連絡不能の場合は、副本部長（副市長）が職務を代理する。 副本部長が複数の場合の順序は、「大牟田市副市長の事務の分担及び市長の職務代理の順序に関する規則」に定める順序とする。 						
<p>職員の配備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員初動マニュアルに基づいて職員配備を行う。 						
<p>主な活動内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害警戒本部の業務に加え、以下の活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導 ・被災者の救援 ・災害復旧 						
<p>廃止基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の発生する危険が解消したと認めるとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めるとき。 						

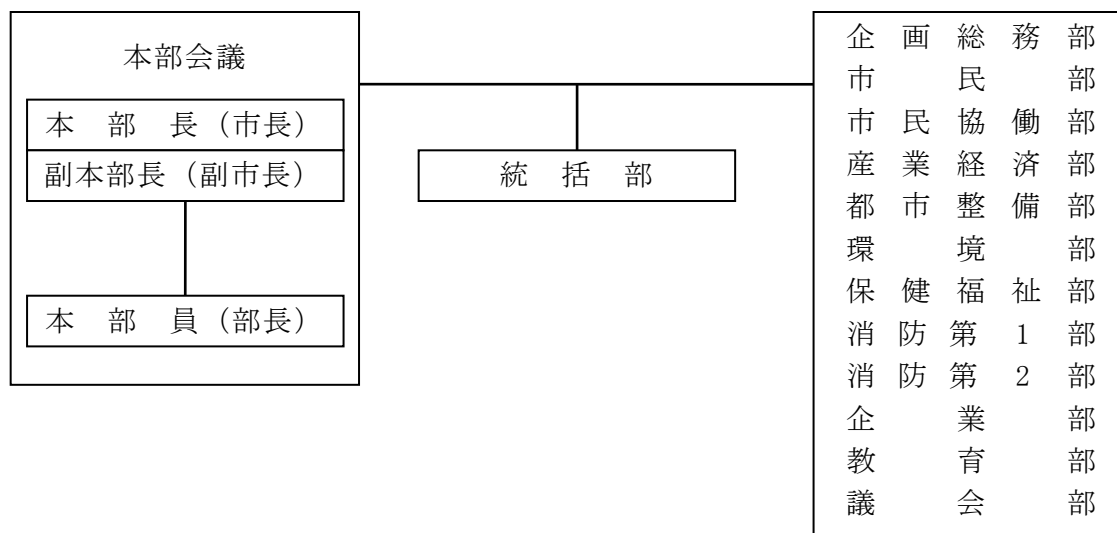
2. 災害対策本部の構成

■構成と役割

構成	構成員	役 割
本部長	市 長	○ 災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
副本部長	副市長	○ 本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
部 長	各部長等	○ 本部員として、本部長の命を受け、部の事務に従事する。
副部長	副部長等	○ 部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代理する。
班 長	各課長等	○ 上司の命を受け、班の事務を処理する。
班 員	各課職員	○ 上司の命を受け、災害対策事務に従事する。

◆参考資料 「大牟田市災害対策本部条例（昭和39年4月1日条例第27号）」

■組織図



■組織構成及び事務分掌

部	部長	副部長	班 (応援班)	班長	所属課 (応援課)	事務分掌	時期				
							予防	初動	応急	復旧	
統括部	防災危機管理監	防災危機管理室長	総括班	防災危機管理室副室長	防災危機管理室 各部連絡調整員	災害対策の総括及び総合調整		○	○	○	
						災害対策本部の設置又は廃止		○	○	○	
						災害対策本部の運営		○	○	○	
						自衛隊の派遣要請		○	○	○	
						国、県、市町村への応援要請		○	○	○	
						防災関係機関との連絡調整		○	○	○	
						福岡県防災行政無線、市防災行政無線の管理運用		○	○		
						気象情報等の収集・分析		○			
						被害情報等の集約・分析		○	○		
						各部の活動調整		○	○	○	
						各部の対応状況の集約・整理		○	○	○	
						災害救助法の適用申請		○	○	○	
						上記の事務分掌の災害予防	○				
企画総務部	企画総務部長	企画総務部副部長	総務班	企画担当課長	総務課	部内の総括、連絡調整及び庶務		○	○	○	
						統括部との連絡調整及び職員の派遣		○	○	○	
						調整班への応援		○	○	○	
			秘書班	秘書課長	秘書課	本部長及び副本部長の秘書に関すること			○	○	○
						市民に対する災害広報(広報車、ホームページ、愛情ねっと等)			○	○	○
			広報班 (報道班、財政班、情報システム班)	企画担当課長	総務課、選挙管理委員会事務局、庁舎整備・組織改革推進室(広報課、デジタル行政推進室、財政課)	上記の事務分掌の災害予防		○			
						非常電話の確保			○		
						市有車両の管理、配車計画			○	○	
						燃料の確保			○	○	
						庁舎等の被害状況の調査及び応急措置			○	○	
						普通財産の応急貸与				○	○
			管財班	公共施設マネジメント推進課長	公共施設マネジメント推進課	緊急通行車両事前届出書の提出		○			
						上記の事務分掌の災害予防		○			
						自衛隊、国、県、市町村、防災機関からの支援の受入			○	○	○
			調整班 (総務班、文化財班)	総合政策課長	総合政策課(総務課、世界遺産・文化財室)	国、県等への陳情の総括				○	○
						上記の事務分掌の災害予防		○			
						報道機関等との連絡調整、情報の提供			○	○	○
			報道班	広報課長	広報課	被災状況の撮影・記録					○
						広報班への応援			○	○	○
						上記の事務分掌の災害予防		○			

部	部長	副部長	班 (応援班)	班長	所属課 (応援課)	事務分掌	時期			
							予防	初動	応急	復旧
企画総務部	企画総務部長	企画総務部副部長	文化財班	世界遺産・文化財室長	世界遺産・文化財室	文化財等の被害状況の調査及び応急措置		○	○	
						調整班への応援		○	○	○
			人事班	人事課長	人事課 職員厚生課	職員の安否、出勤状況の把握		○	○	
						職員の配備体制、人員の調整		○	○	○
						職員等への食糧、物資等の供給		○	○	
						職員の公務災害、健康管理			○	○
						り災職員の調査及び援護			○	○
						上記の事務分掌の災害予防	○			
			財政班	財政課長	財政課	災害対策に係る予算調整				○
						災害対策に伴う財政計画及び財政に関する国・県との連絡調整				○
						義援金の受付・配分				○
						広報班への応援		○	○	
			情報システム班	デジタル行政推進室長	デジタル行政推進室	災害対策本部が設置された場合の情報機器の設置		○		
						障害が発生した各情報システムやネットワークの復旧		○	○	○
						広報班への応援		○	○	○
			上記の事務分掌の災害予防	○						
			契約検査班	契約検査室長	契約検査室	災害対策工事のための業者の選定及び確保			○	○
						災害対策工事の契約			○	○
						災害対策工事の完成検査			○	○
						物資調達に係る調整		○	○	
						物資調達・輸送班の応援		○	○	
会計班	会計管理者	会計課	災害関係費の出納				○			
			避難所における食糧・物資の供給等、被災者への支援(生涯学習班への応援)		○	○				
市民部	市民部副部長	市民部副部長	市民支援班	市民生活課長	市民生活課 市民課	部内の総括、連絡調整及び庶務		○	○	○
						統括部との連絡調整及び職員の派遣		○	○	○
						災害相談窓口の設置			○	○
						行方不明者の把握			○	○
						移転被災者の照会・管理			○	○
						避難所における食糧・物資の供給等、被災者への支援(生涯学習班への応援)		○	○	

部	部長	副部長	班 (応援班)	班長	所属課 (応援課)	事務分掌	時期			
							予防	初動	応急	復旧
市民部	市民部長	市民部副部長	調査班	税務課長	税務課 納税課 保険年金課	市税の納付相談、減免に係る申請・調査			○	○
						一般被災住宅等の被害調査(都市整備部との連携)		○	○	○
						避難所における食糧・物資の供給等、被災者への支援(生涯学習班への応援)		○	○	
市民協働部	市民協働部長	市民協働部副部長	市民協働総務班	市民協働総務課長	市民協働総務課	部内の総括、連絡調整及び庶務		○	○	○
						統括部との連絡調整及び職員の派遣		○	○	○
			生涯学習班 (市民支援班、調査班、会計班)	生涯学習課地域学習担当課長	生涯学習課 地域コミュニティ推進課 スポーツ推進室 生活安全推進課 (会計課、市民生活課、市民課、税務課、納税課、保険年金課)	地区公民館等における避難所開設・運営		○	○	
						体育施設等における避難所開設・運営		○	○	
						避難所における食糧・物資の供給等、被災者への支援		○	○	
						要配慮者支援班との連携		○	○	
						地域コミュニティ団体(自主防災組織等)との連絡調整		○	○	○
						所管施設の被害状況・被災者支援ニーズの収集		○	○	
						地区公民館等の被害調査及び応急措置		○	○	
						体育施設等の被害調査及び応急措置		○	○	
			上記の事務分掌の災害予防	○						
			ボランティア支援班	地域コミュニティ推進課長	地域コミュニティ推進課 人権・同和・男女共同参画課	災害ボランティアセンターの総括及び連絡調整			○	○
						ボランティア活動に対する相談受付			○	○
						上記の事務分掌の災害予防	○			
			産業経済部	産業経済部長	産業経済部副部長	産業経済総務班	産業経済総務課長	産業経済総務課	部内の総括、連絡調整及び庶務	
統括部との連絡調整及び職員の派遣		○							○	○
物資調達・輸送班 (契約検査班)	産業振興課長	産業振興課 観光おもてなし課 石炭産業科学館 まちなか活性化推進室 (契約検査室)				食糧・生活必需品の調達、供給			○	○
						緊急物資の受入		○	○	
						商業観光関係の被害調査及び災害資金		○	○	○
						商工業者の被災証明書の交付			○	○
						動物園の安全管理		○	○	○
						所管施設の被害調査及び応急措置		○	○	
						災害物資、資機材、食糧等の輸送		○	○	
						輸送車両の確保		○	○	
						工業関係の被害調査			○	○
						企業への災害対策の協力要請		○	○	○
三池港の被害情報収集		○				○				
上記の事務分掌の災害予防	○									
農林水産班	農林水産課長	農林水産課 農業委員会事務局				農林水産関係の被害調査及び応急措置		○	○	
			農林漁業者に対する融資				○			
			農林漁業者の被災証明書の交付			○	○			
			上記の事務分掌の災害予防	○						

部	部長	副部長	班 (応援班)	班長	所属課 (応援課)	事務分掌	時期			
							予防	初動	応急	復旧
産業経済部	産業経済部長	産業経済部副部長	物資管理班	監査委員事務局長	監査委員事務局	物資の総合管理・調整		○	○	
						上記の事務分掌の災害予防	○			
都市整備部	都市整備部長	都市整備部副部長	都市総務班	都市総務課長	都市総務課	部内の総括、連絡調整及び庶務		○	○	○
						統括部との連絡調整及び職員の派遣		○	○	○
						被害状況の集約		○	○	
						水防業務の庶務		○	○	
						水防資機材の管理及び調達	○	○	○	
			土木班	土木管理課長	都市計画課 土木管理課 土木建設課 国道道路・地域交通対策課 国土調査室 流域治水推進室	道路・橋梁・公園の被害調査及び応急措置		○	○	
						河川及び排水路の被害調査及び応急措置		○	○	
						その他所管施設の被害調査及び応急措置		○	○	
						樋閘の操作管理		○	○	
						交通不通箇所及び通行路線把握、交通規制		○	○	
						河川水位及び潮位の観測		○		
						土砂災害の情報収集		○		
						災害危険箇所の警戒及び応急措置		○	○	
			上記の事務分掌の災害予防	○						
			住宅班	建築住宅課長	建築住宅課	市営住宅の被害調査及び応急措置		○	○	
						応急仮設住宅の設置及び管理			○	○
被災建築物応急危険度判定		○				○				
上記の事務分掌の災害予防	○									
環境部	環境部長	環境部副部長	環境総務班	環境総務課長	環境総務課	部内の総括、連絡調整及び庶務		○	○	○
						統括部との連絡調整及び職員の派遣		○	○	○
			環境保全班	環境保全課長	環境保全課	公害発生施設及び防止施設等の被害状況調査		○	○	
						災害時の公害調査		○	○	○
			環境業務班	環境業務課長	環境業務課 環境施設課	廃棄物関連業者との連絡調整			○	○
						災害時の一般廃棄物の処理			○	○
						ごみ・し尿の収集・処理			○	○
						清掃施設の被害調査及び応急措置			○	○
			上記の事務分掌の災害予防	○						

部	部長	副部長	班 (応援班)	班長	所属課 (応援課)	事務分掌	時期			
							予防	初動	応急	復旧
保健福祉部	保健福祉部長	保健福祉部副部長	保健福祉総務班	保健福祉総務課長	保健福祉総務課	部内の総括、連絡調整及び庶務		○	○	○
						統括部との連絡調整及び職員の派遣		○	○	○
			要配慮者支援班	福祉支援室長	福祉課 子ども育成課 子ども家庭課	被災した要配慮者の情報収集及び支援		○	○	○
						避難所における要配慮者現地対策班の設置		○	○	
						生涯学習班との連携		○	○	○
						福祉避難所の開設・運営		○	○	○
						民生委員・児童委員との連絡調整		○	○	○
						社会福祉施設等の被害状況調査及び支援			○	○
						上記の事務分掌の災害予防	○			
			福祉班	福祉課障害福祉担当課長	福祉課保護課	義援品の受付・配分			○	○
						災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給			○	○
						災害援護資金の貸付			○	○
						り災証明書の交付			○	○
						災害救助機関との連絡調整		○	○	○
						生活保護世帯の被災情報収集及び支援		○	○	○
						遺体の処置			○	○
			上記の事務分掌の災害予防	○						
			医療救護班	健康づくり課長	健康づくり課 保健衛生課	医療救護所の設置		○	○	
						救護班の編成及び派遣		○	○	
						大牟田医師会等医療関係機関及び団体との連絡調整		○	○	○
						医療関係従事者の確保		○	○	
						医療機器、用品、医薬品等の確保		○	○	○
						医療情報の収集広報		○	○	○
						被災者のメンタルヘルスケア		○	○	○
						被災地の健康相談、栄養相談		○	○	○
						在宅の要援護患者(人工透析、特定疾患等)への対応及び支援、対応医療機関の広報		○	○	
						避難所での衛生指導			○	○
			上記の事務分掌の災害予防	○						
			防疫班	保健衛生課長	保健衛生課	被災地の防疫活動			○	○
						防疫及び駆除に必要な機材、薬品等の確保			○	○
						防疫機関との連絡調整			○	○
						遺体の埋火葬			○	○
						ペット対策		○	○	○
						上記の事務分掌の災害予防	○			

第3編 風水害応急対策計画 第1章 応急活動体制の確立

部	部長	副部長	班 (応援班)	班長	所属課 (応援課)	事務分掌	時期						
							予防	初動	応急	復旧			
消防第1部	消防長	消防本部次長	消防総務班	総務課長	総務課	部内の総括、連絡調整及び庶務		○	○	○			
						統括部との連絡調整及び職員の派遣		○	○	○			
						公用負担の報告			○	○			
						災害用資機材の管理		○	○	○			
						車両の整備及び配車		○	○				
						消防職員の非常召集		○					
						上記の事務分掌の災害予防	○						
			調査情報班	予防課長	予防課	災害情報、気象情報等の収集・分析		○					
						福岡県防災行政無線の管理・運用		○	○				
						警戒区域の設定		○	○				
						上記の事務分掌の災害予防	○						
			警防班	警防課長	警防課	災害危険箇所の警戒及び応急措置		○	○				
						消防信号の伝達		○					
						気象観測		○					
						被害の拡大防止		○	○				
						避難情報の伝達及び避難者の避難誘導、救助		○					
						行方不明者の捜索及び救出			○				
						警戒区域の設定		○	○				
			上記の事務分掌の災害予防	○									
			消防第2部	消防団長	消防副団長	庶務班	消防団副団長	消防団係	部内の総括、連絡調整及び庶務		○	○	○
									統括部との連絡調整		○	○	○
消防団員の召集及び隊の編成		○											
災害用資機材の管理									○				
公用負担の報告									○	○			
上記の事務分掌の災害予防	○												
警防班	消防団副団長	消防団							災害危険箇所の警戒及び応急措置		○	○	
					警戒区域の設定		○	○					
					消防信号の伝達		○						
					被害の拡大防止		○	○					
					避難情報の伝達及び避難者の避難誘導、救助		○						
					行方不明者の捜索及び救出			○					
					分団管轄区域内の被害状況の情報収集		○	○					
上記の事務分掌の災害予防	○												

部	部長	副部長	班 (応援班)	班長	所属課 (応援課)	事務分掌	時期			
							予防	初動	応急	復旧
企業部	企業管理者	企業局長	企業総務班	総務課長	企業総務課	部内の総括、連絡調整及び庶務		○	○	○
						統括部との連絡調整及び職員の派遣		○	○	○
						被害状況の集約		○	○	
						上下水道に関する広報活動		○	○	○
						上記の事務分掌の災害予防	○			
			上水道班	上水道課長	上水道課	応急給水計画立案に必要な資料等の収集		○	○	
						応急給水計画の立案並びに応急給水対応(重要施設対策：病院、福祉施設、避難所等)		○	○	
						水道(管路)の被害調査及び応急措置、警戒		○	○	
						被害箇所(管路)の復旧作業			○	○
						水道無線の管理・運用		○	○	○
						上記の事務分掌の災害予防	○			
			下水道班	下水道課長	下水道課	下水道の被害調査及び応急措置、警戒		○	○	
						被害箇所の復旧作業			○	○
						重要施設対策(病院、社会福祉施設、避難所等)		○	○	
						上記の事務分掌の災害予防	○			
			上水施設班	施設課水質担当課長	施設課	上水施設の運転管理	○	○	○	○
						受水・送水調整、減圧弁調整	○	○	○	○
						水質管理(原水から給水栓までの水質監視、水質検査)		○	○	○
						復旧資機材及び工具の管理	○	○	○	○
						水道施設(管路以外)の被害調査及び応急措置、警戒		○	○	
						上水施設の応急復旧			○	○
						取送配水計画立案に必要な資料等の収集	○	○	○	
						取送配水計画の立案	○	○	○	
						上記の事務分掌の災害予防	○			
			下水施設班	施設課長	施設課	下水処理施設及びポンプ場の運転管理	○	○	○	○
						水質管理(流入・放流水の水質監視、水質検査)		○	○	○
						復旧資機材及び工具の管理	○	○	○	○
						下水施設の被害調査及び応急措置、警戒		○	○	
						下水施設の応急復旧			○	○
						上記の事務分掌の災害予防	○			
教育総務班	総務課長	総務課 学校再編推進室 教育みらい創造室	部内の総括、連絡調整及び庶務		○	○	○			
			統括部との連絡調整及び職員の派遣		○	○	○			
			避難所の開設・運営の総括		○	○				
			学校施設における避難所開設・運営		○	○				
			避難所における食糧・物資の供給		○	○				
教育部	教育長	教育委員会事								

部	部長	副部長 務局長	班 (応援班)	班長	所属課 (応援課)	事務分掌	時期						
							予防	初動	応急	復旧			
						等、被災者への支援							
						要配慮者支援班との連携		○	○				
						上記の事務分掌の災害予防	○						
						教育班	学校教育課長	学校教育課 指導室 学務課	児童・生徒の避難		○	○	
									児童・生徒の安全確保、安否確認		○	○	
									児童・生徒の保健管理及び保健指導			○	○
									災害時の応急教育			○	
									り災児童・生徒に係る就学援助			○	○
									学校給食対策			○	○
									上記の事務分掌の災害予防	○			
						教育施設班	学務課長	学務課	学校施設の被害調査及び応急措置、警戒		○	○	
									上記の事務分掌の災害予防	○			
			議会部	議会事務局長	議会事務局長	議会班	市議会事務局長	市議会事務局	議会との連絡調整	○	○	○	○
統括部との連絡調整及び職員の派遣		○							○	○			
<p>総括班に、各部から原則 1 名（災害に応じ複数名）を各部連絡調整員として配置し、本部と各部の連絡調整にあたる。</p> <p>避難所の開設・運営には、生涯学習班と教育総務班が中心となって対応するが、全庁的な応援体制についても構築する。</p> <p>また、避難所における食糧・物資の供給等、被災者の支援、要配慮者対策、地域での被害状況調査は各班が連携して行う。</p> <p>災害が長期化した場合は、必要に応じて交替体制への移行や広域的要請等による交代要員の確保を図る。</p>													

3. 組織の見直し

災害発生後、被害の状況や避難所の運営、被災者の生活再建支援等に取り組むなかで課題解決が困難な場合は、速やかに現行の組織構成及び事務分掌を見直すか、部を横断した臨時的な組織を編成する。

第2節 動員配備

項目	初動	応急	復旧	実施担当
第1項 職員の配備	●			人事班、総括班

第1項 職員の配備

1. 職員の参集

1) 職員の自主参集

市職員は、職員初動マニュアルの参集基準に基づき、速やかに自主参集する。

2) 職員の参集場所

勤務時間内・外ともに、原則として各自の所属先とする。

3) 職員参集状況の報告

各班長は、参集した職員の状況を各部長に報告し、各部長は、防災危機管理室（総括班）に各部の参集報告を行う。

4) 非参集職員への連絡

各班長は、非参集職員に対し、電話やメール等を用いて連絡する。

2. 職員の動員

1) 動員の連絡

災害対策本部体制の設置・配備が決定されたとき、各部長は必要な体制及び動員を関係各班長に指示し、各班長は班員に連絡する。

2) 動員の連絡方法

電話、メール及び庁内放送を用いる。

3) 動員の報告

各班長は、動員した職員の状況を各部長に報告し、各部長は、防災危機管理室（総括班）に各部の動員報告を行う。

4) 動員計画

市（人事班）は、災害対策本部の指示により、職員の動員配備計画を作成する。

また、各部班の職員では不足する場合、当該部長は本部長（市長）に対し、応援のための動員を求めることができる。

第3節 支援受入体制の確立

項目	初動	応急	復旧	実施担当
第1項 災害時受援計画に定める応援要請	●	●	●	総括班、調整班
第2項 県に対する応援要請	●			総括班
第3項 自衛隊の受け入れ	1. 災害派遣要請依頼	●		総括班、調整班
	2. 自主派遣	●		
	3. 自衛隊の受け入れ	●		
	4. 撤収要請依頼	●		
第4項 広域応援の受け入れ	1. 協定に基づく応援派遣要請	●		総括班、調整班、人事班 関係各班 消防第1・2部
	2. 他市町に対する応援要請	●		
	3. 指定地方行政機関等への要請	●		
	4. 消防応援の要請	●		
	5. 民間団体等への協力要請	●		
	6. 広域応援の受け入れ・活動支援	●		
	7. 広域応援の撤収要請	●		
第5項 災害ボランティアセンター	1. 災害ボランティアセンターの設置・運営	●		ボランティア支援班 大牟田市社会福祉協議会
	2. 災害ボランティアセンターの活動内容	●	●	
	3. 災害ボランティアセンターへの運営支援	●	●	
	4. 災害ボランティアセンターの閉鎖			
第6項 被災者援護協力団体	1. 被災者援護協力団体の活用	●	●	ボランティア支援班 総括班
	2. 被災者台帳の情報提供	●	●	

第1項 災害時受援計画に定める応援要請

業務継続計画に定める非常時優先業務を実施するために、他団体等の応援が必要となる場合または、他団体等からの応援の申し出がある場合において、災害時受援計画に定めるところにより、受援調整会議（調整班、総括班、各部連絡調整員）を開催し、応援を求める業務を決定し、要請する。

第2項 県に対する応援要請

本部長（市長）は、市に係る災害が発生した場合において、必要に応じて県知事に対し、災害対策基本法第68条の規定に基づく応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

市（総括班、調整班）は、これらの要請事務を行う。

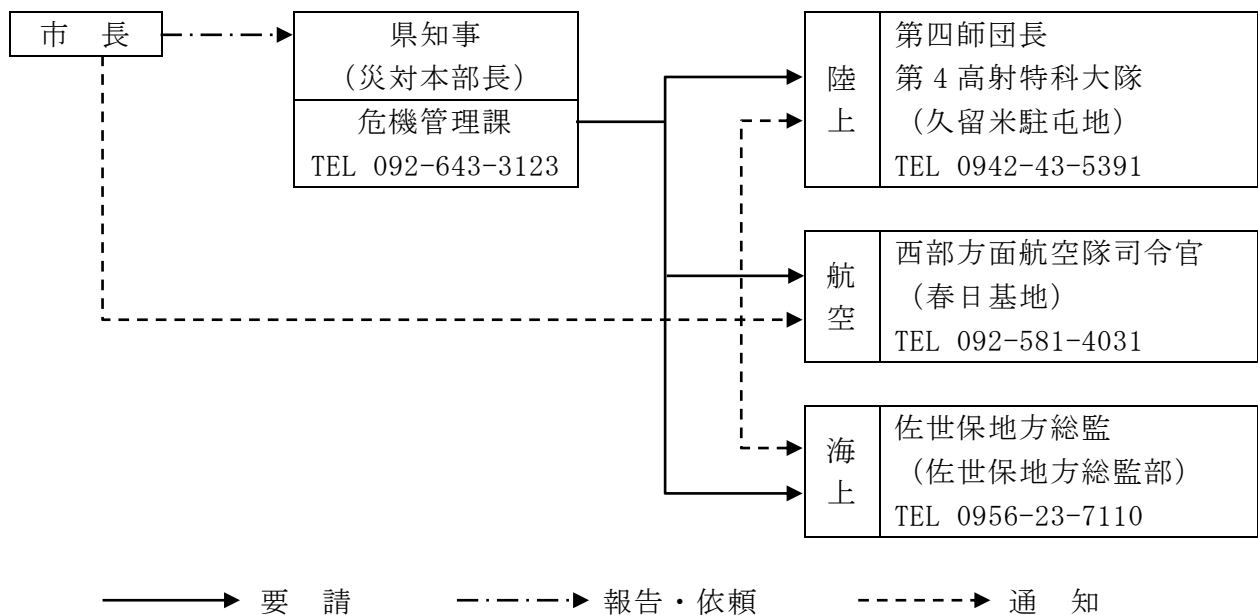
第3項 自衛隊の受け入れ

1. 災害派遣要請依頼

本部長（市長）は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、県知事（防災危機管理局）に対して電話又は口頭で依頼し、事後速やかに依頼文書を提出する。

また、通信の途絶等で県知事に依頼できないときは、直接最寄りの自衛隊の部隊の長に通知し、事後、所定の手続を行う。

■自衛隊派遣要請の流れ



2. 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、県知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定により部隊等を自主派遣することができる。

3. 自衛隊の受け入れ

1) 受入体制

市（総括班、調整班）は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような対応を行う。

■ 受入体制

項目	内容
作業計画の作成	<p>応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 作業箇所及び作業内容 ○ 作業の優先順位 ○ 資材の種類別保管（調達）場所 ○ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所 ○ ヘリコプター離着陸場の開設準備（ヘリコプターの応援要請を行った場合）
資機材の準備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要な機械、器具、材料、消耗品等を確保する。 ○ 諸作業に関係のある管理者への了解を取る。
自衛隊集結地	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市が指定する場所
連絡窓口	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市（総括班）に連絡窓口を一本化する。 ○ 自衛隊からの連絡員派遣を要請する。

2) ヘリコプター離着陸場の設置

ヘリコプターの応援を要請した場合は、市（総括班、調整班）は、ヘリコプター離着陸場の準備を行う。

3) 経費の負担

災害派遣部隊が活動に要した経費は、原則として市が負担する。

ただし、2 市町以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町と協議して定める。

4. 撤収要請依頼

本部長（市長）は、災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、県知事及び派遣部隊の長と協議のうえ、災害派遣部隊の撤収要請の依頼を行う。

第4項 広域応援の受け入れ

1. 協定に基づく応援派遣要請

1) 福岡県内市町村間の相互応援協定

本部長（市長）は、災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定（平成 17 年 4 月 26 日締結）」に基づき、県知事又は他市町村長に対し応援を要請する。

市（総括班、調整班）は、これらの要請事務を行う。

2) 有明圏域定住自立圏における災害時の相互応援協定

本部長（市長）は、災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「有明圏域定住自立圏における災害時の相互応援協定（平成 27 年 10 月 27 日締結）」に基づき、柳川市・みやま市・荒尾市・長洲町・南関町の長に対し応援を要請する。市（総括班、調整班）は、これらの要請事務を行う。

3) 九州地方整備局との災害時の応援に関する協定

本部長（市長）は、災害が発生した場合、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「大牟田市における大規模な災害時の応援に関する協定（平成 24 年 5 月 30 日締結）」に基づき、九州地方整備局長に対し、応援を要請する。

市（総括班、調整班）は、これらの要請事務を行う。

4) 隣接市町等消防相互応援協定¹⁾

本部長（市長）又は消防本部消防長は、災害が発生した場合、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「隣接市町等消防相互応援協定」に基づき、隣接市町に対し、消防応援を求める。

1) 「消防組織法第 39 条に基づく福岡県大牟田市と福岡県みやま市の消防相互応援協定（平成 19 年 1 月 29 日締結）」及び「大牟田市、荒尾市、南関町及び有明消防組合消防相互応援協定（昭和 52 年 2 月 1 日締結）」。

5) 福岡県消防相互応援協定

本部長（市長）又は消防長は、災害が発生した場合、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「福岡県消防相互応援協定（平成 14 年 8 月 1 日締結）」に基づき、他市町村長又は消防長に対し、地域代表消防機関（久留米広域消防本部）等を通じて消防応援を求める。

なお、航空応援が必要な場合は、県を通じて応援側市長に要請を行うが、同時に応援側の消防長にも直接連絡を行う。

市（総括班、調整班）及び消防第 1 部は、これらの要請事務を行う。

■ 応援要請の種類

第一要請	現在締結している隣接市町村等との消防相互応援協定でも対応が困難な場合、協定第 2 条第 1 項に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請
第二要請	第一要請における消防力でも、なお災害の防御が困難な場合、他の地域の市町村等に対して行う応援要請

2. 他市町に対する応援要請

本部長（市長）は、市に係わる災害について適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、必要に応じて他の市町村長に対し、災害対策基本法第 67 条の規定に基づく応援を求め、又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の規定に基づく職員の派遣を要請する。

なお、複数の市町村に要請する場合は県に要請し、災害対策に万全を期する。

3. 指定地方行政機関等への要請

本部長（市長）は、災害応急対策又は災害復旧のための応援の必要があると認めるときは、必要に応じて指定地方行政機関もしくは特定公共機関（指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して市域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するもの）の長に対し、災害対策基本法第29条の規定に基づく職員の派遣を要請する。

また、必要に応じて県知事に対し、指定地方行政機関職員及び指定公共機関職員の派遣について、災害対策基本法第30条の規定に基づく斡旋を求める。

市（総括班、調整班）は、これらの要請事務を行う。

4. 消防応援の要請

1) 県外への消防応援要請

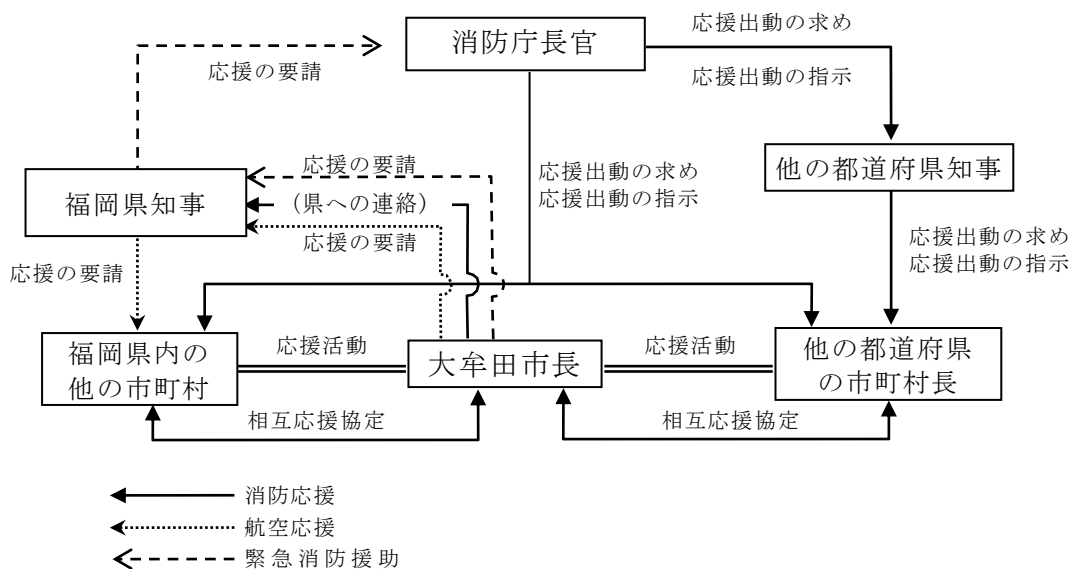
本部長（市長）は、県内外の応援協定による消防力では災害に対応できない場合は、県知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請することができる。

緊急消防援助隊の応援要請を行った場合には、「福岡県緊急消防援助隊受援計画（平成24年4月策定）」に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう体制の確保を図る。

また、ヘリコプターによる調査、消火、人命救助活動等が必要と認めるときは、県知事を通じて消防庁長官に対し、航空部隊の出動を要請する。

2) 消防機関への応援要請の流れ

■ 消防機関への応援要請の流れ



5. 民間団体等への協力要請

市（関係各班）は、必要に応じて、民間団体、民間業者等へ協力要請を行う。

■要請先、内容

要請先	内 容 等
民間団体	○ 赤十字奉仕団、赤十字ボランティア等に対し、被災者の応急救護措置等に関する協力を要請する。
民間業者	○ 販売業者、流通業者、事業所等に対し、食糧、生活物資、飲料水、資材置場、車両、資機材、医薬品、仮設住宅用地の提供等の協力を要請する。

6. 広域応援の受け入れ・活動支援

1) 受入体制の準備

市（調整班）は、活動拠点施設、宿泊地、食糧、資機材、滞在に必要な生活設備等の手配を行う。

2) 現場への案内

市（人事班）は、各班からの応援要請に基づき応援者を配分する。
各活動現場においては、各班が応援者の業務について対応する。

7. 広域応援の撤収要請

本部長（市長）は、応援の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、要請先と協議の上、撤収要請を行う。

市（総括班、調整班）は、これらの手続を行う。

第5項 災害ボランティアセンター

1. 災害ボランティアセンターの設置・運営

本部長（市長）は、災害が発生し、災害対策本部が設置された場合で、ボランティアによる災害応急対策活動を実施する必要があると判断した場合、社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの設置・運営を要請する。

社会福祉協議会は、本部長（市長）からの設置・運営要請を受け、市や関係機関の協力のもと、災害ボランティアセンターを設置・運営する。

2. 災害ボランティアセンターの活動内容

1) ニーズの把握

災害ボランティアセンター及び市（ボランティア支援班）は、関係機関と連携し、被災者の生活環境の回復を早期に進めるため、速やかに被災者のニーズの把握に努める。

また、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的に活かされるよう、ボランティアニーズの把握に努める。

2) 登録

災害ボランティアセンターは、救援活動においては即時的な対応が必要であることから、氏名や希望する活動の種類等を把握するため、ボランティア希望者の登録を行い、登録リストを作成する。

3) 派遣

災害ボランティアセンターは、被災者とボランティアのニーズを整理し、ボランティアの登録リストから資格や経験等を考慮し、派遣する。

3. 災害ボランティアセンターへの運営支援

本部長（市長）は、災害ボランティアセンターへの職員の派遣や災害ボランティア活動に必要な経費の負担など、災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、支援を行う。

4. 災害ボランティアセンターの閉鎖

本部長（市長）は、被災者からのボランティアニーズの状況等を踏まえ、社会福祉協議会と協議の上、ボランティアセンター閉鎖の判断を行う。

第6項 被災者援護協力団体

1. 被災者援護協力団体の活用

市（ボランティア支援班）は、必要に応じて国が事前に登録した被災者援護協力団体（以下「登録団体」という。）の登録団体データベースを活用し、登録団体に対し、救助業務の協力を依頼する。

2. 被災者台帳の情報提供

市（総括班）は、登録団体からの求めに応じて、必要な限度で、被災者台帳の情報提供を可能とする。なお、登録団体は、正当な理由がなく、提供を受けた被災者台帳情報に関する秘密を漏らしてはならない。

第4節 災害救助法の適用

項目		初動	応急	復旧	実施担当
第1項 災害救助法の適用基準	1. 災害救助法の適用	●			総括班
第2項 災害救助法の適用手続	1. 災害救助法の適用要請	●			総括班
	2. 適用要請の特例	●			
	3. 特別基準の適用申請	●			
	4. 災害救助費関係資料の作成及び報告	●	●		
第3項 救助の実施者		●			総括班

第1項 災害救助法の適用基準

1. 災害救助法の適用基準

県は、市からの情報提供又は要請に基づき、災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用する必要があると認められるときには、直ちに適用する。

適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1～4号の規定による。本市における具体的適用は、下表のいずれか1つに該当する場合である。

また、住家の滅失世帯数の算定は、住家の全壊（全焼・流失）した世帯を標準とするが、半壊（半焼）世帯は2世帯で滅失世帯1世帯に、床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯で滅失世帯1世帯に、それぞれみなして換算する。

■本市における災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
(1) 市内の住家が滅失した世帯の数	市内 100世帯以上	第1項第1号
(2) 県内の住家が滅失した世帯の数のうち市内の住家が滅失した世帯の数	県内 2,500世帯以上 かつ 市内 50世帯以上	第1項第2号
(3) 県内の住家が滅失した世帯の数のうち市内の住家が滅失した世帯の数	県内 12,000世帯以上 かつ 市内多数 ¹⁾	第1項第3号
(4) 災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難である場合	多数 ²⁾	第1項第3号
(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合	³⁾	第1項第4号

1)2)被害地域が他の地域から隔絶している等のため、被災者の救護が困難である場合で、多数の世帯の住家が滅失したことによる。

3)厚生労働省の定める基準に該当することによる。

■滅失世帯の算定方法

	住家被害状況	算定根拠
滅失住家 1世帯	全壊（全焼・流失）	1世帯あたり
	半壊（半焼）	2世帯あたり
	床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能の状態	3世帯あたり

■住家被害の認定基準

被害の区分	認定の基準
全壊	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

■住家被害の認定基準

被害の区分	認定の基準
準半壊に至らない (一部損壊)	住家の損壊部分はその住家の延床面積が 10%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める割合が 10%未満のもの

※「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。
 ただし耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1住家」として取り扱う。
 「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

詳細な判断は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府（防災担当）」によって行う。

第2項 災害救助法の適用手続

1. 災害救助法の適用申請

市（総括班）は、市域の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、直ちにその旨を県知事に情報提供する。

その場合、災害発生の日時及び場所、災害の原因及び被害の状況、適用を要請する理由、適用を必要とする機関、既に実施した救助措置及び実施しようとする救助措置等について口頭、電話又はファックスをもって要請し、後日文書により改めて要請する。

2. 適用申請の特例

本部長（市長）は、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに県知事に情報提供を行う。

その後の処置に関しては、県知事の指示を受ける。

3. 特別基準の適用申請

災害救助の対象数量及び期間について特別な事情があるときは、特別基準の適用を申請できる。

適用申請は県知事に対して行うが、期間延長は、救助期間内に行う必要がある。

4. 災害救助費関係資料の作成及び報告

本部長（市長）は、災害救助法に基づく救助を行ったときは、当該救助の種目に応じて簿冊等の作成や支払証拠書類の整備を行う。

市（総括班）は、関係各班に關係帳簿の作成を指示し、整理を実施し、これを県知事（県災害対策本部）に報告する。

第3項 救助の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、県知事が実施者となるが、救助を迅速に行うため、救助事務の一部を市長が行うことができる。

なお、救助の対象数量、期間等の詳細は、福岡県地域防災計画（災害救助法による救助内容）及び福岡県災害救助法施行細則（昭和44年福岡県規則第44号）による。

第2章 情報収集・伝達

第1節 気象情報や被害情報等の収集・伝達

項目		初動	応急	復旧	実施担当
第1項 気象庁、 県、市からの 気象情報等の 発表	1. 気象情報等の発表	●			関係機関
	2. 火災気象通報等の発表	●			
	3. 水防警報の発表	●			
第2項 気象情報 等の伝達	1. 気象情報等の伝達	●			関係機関 総括班
	2. 異常現象発見時の通報	●			
第3項 通信体制 の確保	1. 災害時の通信	●			総括班
	2. その他の通信設備の利用	●			
第4項 被害情報 の収集・調 査・報告	1. 初期情報の収集・報告	●			総括班、土木班、住宅班
	2. 被害調査	●	●		
	3. 被害報告	●	●		

第1項 気象庁、県、市からの気象情報等の発表

1. 気象情報等の発表

1) 気象情報等の発表

■特別警報・警報・注意報の気象情報

種類	定義	内容
特別警報	本市において、警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、福岡管区気象台が一般及び関係機関に対して特別な警戒を喚起するために発表する。	気象（暴風雪・暴風・大雨・大雪）、地面現象（山崩れ・崖崩れ・地すべり等）、高潮、波浪の特別警報がある。

警 報	本市において重大な災害が起こる恐れがある場合に、気象業務法に基づき、福岡管区気象台が一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために発表する。	気象（暴風雪・暴風・大雨・大雪）、地面現象（山崩れ・崖崩れ・地すべり等）、高潮、波浪、浸水、洪水の警報がある。
注意報	本市において災害が起こる恐れがある場合に、気象業務法に基づき、福岡管区気象台が一般及び関係機関に対して注意を喚起するために発表する。	気象（風雪・強風・大雨・大雪・雷・乾燥・濃霧・霜・なだれ・低温・着雪・着氷）、地面現象（山崩れ・崖崩れ・地すべり等）、高潮、波浪、浸水、洪水の注意報がある。
気象情報	福岡管区気象台が、気象等の予報に関係のある台風、その他の異常気象等についての情報を一般及び関係機関に対して具体的・速やかに発表するもの。	九州北部地方気象解説情報及び福岡県気象解説情報並びに気象防災速報（記録的短時間大雨・線状降水帯・線状降水帯直前予測・竜巻注意/竜巻目撃）がある。

2. 火災気象通報等の発表

1) 火災気象通報

福岡管区気象台は、消防法第 22 条に基づき、次のような気象状況のとき、県知事に対し火災気象通報を行う。

市長は、県知事からこの通報を受け、必要であると認めたときは、火災警報を発表することができる。

<火災気象通報の基準>

- ア) 実効湿度が 60%以下で最小湿度が 40%以下となり、かつ最大風速が 7m/s 以上吹く見込みのとき
- イ) 平均風速が 10m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき
(降雨、積雪中は通報しないこともある。)

2) 林野火災注意報

市長は、次の場合、大牟田市火災予防条例第 29 条の 8 に基づく林野火災注意報を発令することができる。

なお、林野火災注意報を発令した場合は、消防第 1・2 部に連絡する。

<林野火災注意報の基準 1)>

- ア) 前 3 日間の合計降水量が 1 ミリメートル以下で、かつ、前 30 日間の合計降水量が 30 ミリメートル以下又は乾燥注意報が発表されたとき。

3) 火災警報・林野火災警報

市長は、次の場合、消防法第 22 条第 3 項に基づく火災警報を発令することができる。
なお、火災警報及び林野火災警報を発令した場合は、消防第 1・2 部に連絡する。

＜火災警報の基準 1)＞

- ア) 県知事から火災気象通報を受けたとき
- イ) 気象の状況が火災の予防上危険であると認めたとき

＜林野火災警報の基準 1)＞

- 次のア、イの全てに該当する気象状況において必要と認めたとき
- ア) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下で、かつ、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下又は乾燥注意報が発表されたとき
 - イ) 強風注意報が発表されたとき

- 1) 「消防法等及び大牟田市火災予防条例の施行に関する規則（昭和38年規則第27号）」を参照

3. 水防警報の発表

県知事は、それぞれ指定する市域の河川（堂面川、諏訪川）について、洪水による災害の発生が予想される場合、水防活動を必要とする旨の水防警報、水位情報、避難判断水位到達情報を発する。（水防法第16条）

大牟田水防地方本部（南筑後県土整備事務所）は、大牟田市長等の関係水防管理者に水防警報を発令する。

■水防警報の各段階の状況と指示事項など

段階	区分	状況	水防管理者への通知等	指示の方法
第1	待機	はん濫注意水位（水防法第12条で規定される警戒水位）に達すると思われるとき	直ちに水防機関が出動できるように待機すること	FAX 電話
第2	準備	はん濫注意水位（水防法第12条で規定される警戒水位）を突破すると思われるとき	情報連絡、水防資器材の確認、通信及び輸送の確保、出動準備をさせる必要がある旨を警告するもの	FAX 電話
第3	出動	はん濫注意水位（水防法第12条で規定される警戒水位）に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	FAX 電話
第4	警戒	避難判断水位（水防法第12条で規定される警戒水位）に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき	水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するもの	FAX 電話
第5	嚴重警戒	はん濫危険水位（水防法第12条で規定される警戒水位）に達し、氾濫発生の恐れがあるとき	水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するもの	FAX 電話

第6	解除	はん濫注意水位(水防法第12条で規定される警戒水位)以下に下がって再び増水の恐れがないと思われるとき	水防機関の出動態勢及び水防警報の解除	FAX 電話
----	----	--	--------------------	-----------

出典：令和6年度 福岡県水防計画書

第2項 気象情報等の伝達

1. 気象情報等の伝達

1) 気象予報・警報等の伝達

ア) 気象台が発表する気象予報・警報等は、県知事からの伝達系統に従い、県防災行政無線にて市（防災危機管理室）及び消防第1・2部等に伝達される。

イ) 気象予報・警報や異常現象の伝達を受けた職員は、都市整備部長に報告し、市長の指示を受ける。

災害対策本部を設置する場合は、その指示等を各部に伝達する。

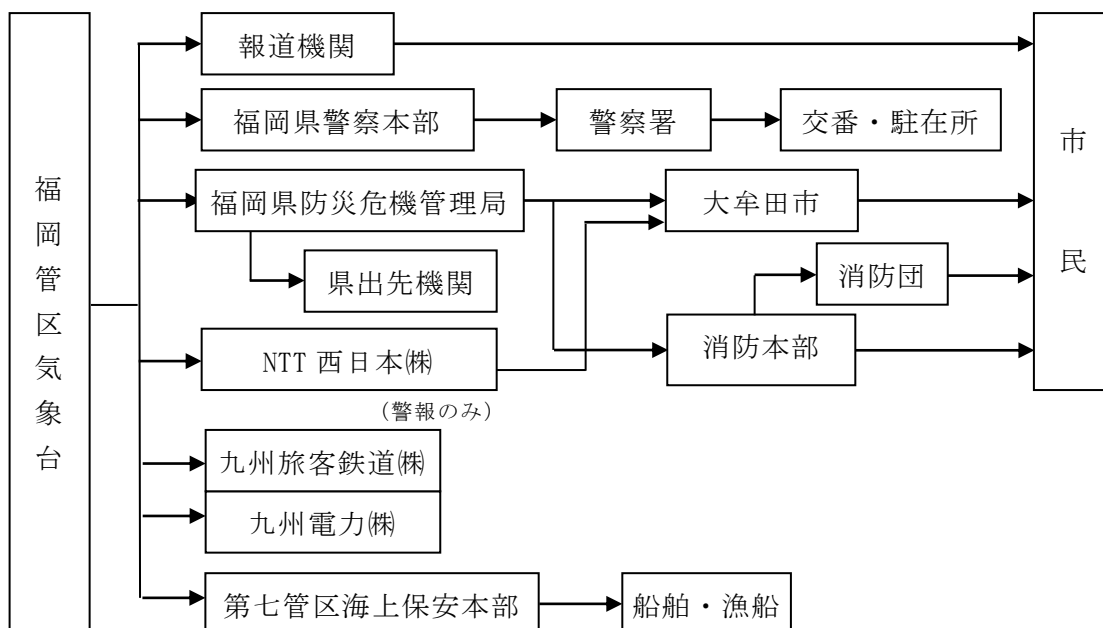
解除の場合も同じ要領とする。

ウ) 災害対策本部設置後、伝達系統及び伝達要領に従い、各部長 → 各班長 → 各班員の順に指示を行う。

各部長は、伝達を受けたときはこれに応じた適切な措置を講ずる。

エ) 関係機関への連絡は、原則として電話、防災行政無線（屋外拡声器・戸別受信機）にて行うこととするが、不必要な混乱を避けるため、連絡相手は各機関の責任者(あるいはこれに代わる者)とする。

■気象予報・警報等の伝達系統



※ただし、土砂災害警戒情報については、福岡県と気象台との合同で発表し、市及び関係機関へ伝達する。

2) 水防警報の伝達

水防警報の伝達は、「大牟田市水防計画」に基づいて実施する。

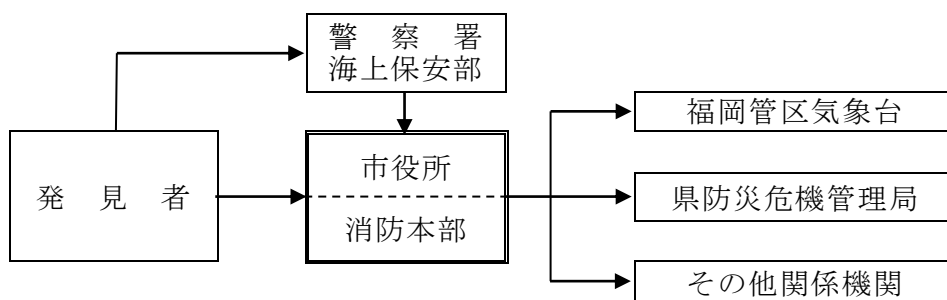
2. 異常現象発見時の通報（災害対策基本法第54条関連）

- 1) 災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市長又は警察官もしくは海上保安官に通報しなければならない。
- 2) 通報を受けた警察官、海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。
- 3) 通報を受けた市長は、その旨を福岡管区気象台及び県防災危機管理局、その他の関係機関に通報し、これに対する応急措置を講ずる。

■通報を要する異常現象

事 項	現 象
気象に関する事項	○ 大雨、大雪、竜巻、強い降ひょう等 ○ 地割れ、亀裂、落石等
水象に関する事項	○ 水位の上昇 ○ 放置すれば決壊の恐れがある堤防の水もれ等

■異常現象発見時の系統図



通報先機関名	電話番号	備 考
福岡管区気象台	(092) 725-3600	気象等に関する事項
福岡県防災危機管理局	(092) 643-3017 (092) 641-4734	危機管理課 夜間退庁時災害連絡用
福岡県警察本部	(092) 641-4141	内線：5722 5723(警備課) FAX：5729 夜間 5505
第七管区海上保安本部	(093) 321-2931	
三池海上保安部	(0944) 53-0521	
南筑後県土整備事務所	(0944) 41-5112	

第3項 通信体制の確保

1. 災害時の通信

災害時に際しては、応急活動を迅速かつ的確に実施するため、被災による不通の恐れが少ない防災行政無線を活用することが有効である。また、電話やFAX等、多様な伝達方法により、円滑かつ速やかな情報提供を実施する。

無線の通信困難時の際は、設置場所を移動して良好な受信状態を保つか、伝令を派遣するなどの措置をとる。

■主な通信手段

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話・FAX	災害対策本部・防災関係機関との連絡
	災害時優先電話	
無線	県防災行政無線	災害対策本部～県・近隣市町村・防災関係機関
	市防災行政無線	災害対策本部～災害現場・避難所・防災関係機関
口頭	伝令	災害対策本部～各班・市内防災関係機関

2. その他の通信設備の利用

市（総括班）は、市が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じる場合は、次の代替通信手段を講じる。

1) 専用通信施設の利用

電話等の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第57条及び79条、災害救助法第28条、水防法第27条、消防組織法（昭和22年法律第226号）第41条の規定による他機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信施設を利用することができる。

■優先利（使）用が可能な機関

利（使）用できる者	利（使）用できる機関	
市長 消防機関の長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県（防災行政無線） ・ 警察署 ・ 九州地方整備局 ・ 福岡管区气象台 ・ 第七管区海上保安本部 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪航空局 ・ 九州旅客鉄道株式会社 ・ 九州電力送配電株式会社 ・ 自衛隊 ・ 大牟田ガス株式会社

2) 非常無線通信の利用

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づいて福岡地区非常通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線

局に依頼する。

3) アマチュア無線等の活用

アマチュア無線のボランティアに対し、市域内での災害情報の収集、伝達の協力を要請する。

第4項 被害情報の収集・調査・報告

1. 初期情報の収集・報告

1) 初期情報の収集

市（各班）は、所管施設等に関する危険情報及び被害の初期情報を収集する。

市（土木班）は、災害が発生する恐れがある場合に、市域の河川、崖地等を巡視し、警戒を行うとともに、危険情報及び被害の初期情報を収集する。

なお、危険があると認められる箇所については、本部又は当該管理者に通報し、危険箇所に警戒要員を配置して監視を行う。

2) 初期情報の整理

市（総括班）は、通報を受けた危険情報や職員の収集した初期情報、応急対策の実施状況等を集約し整理する。

市（総括班）は、通信事務従事者を指名し、各部連絡員と連絡協調を図り、災害情報、被害情報の収集、集約及び整理を行う。

なお、情報については、防災関係機関と密接に連絡する。

3) 県への報告

市（総括班）は、集約された情報の分析等を行い、県災害対策地方本部又は県防災危機管理局に「被害概況即報」により初期情報報告資料を作成し、通報する。

4) 国（消防庁）への報告

市（総括班）は、県へ報告できない場合及び下記の直接即報基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）に基づき、第一報を覚知後30分以内で、可能な限り速やかに、分かる範囲で直接国（消防庁）へ報告を行う。

■直接即報基準・即報基準

直接即報基準	<p>下記において、死者及び行方不明者が生じたとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたとき ○ 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたとき ○ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたとき
--------	--

即報基準	一般基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害救助法の適用基準に合致するとき ○ 市が災対本部を設置したとき
	個別基準 (風水害)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたとき ○ 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたとき ○ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたとき

5) 情報の共有

市（総括班）は、様々な情報に関する外部からの問い合わせに対して、担当窓口によって数値等の情報に違いが起こらないよう、関係機関と連携し、データの一元管理を行う。

2. 被害調査

各部の調査担当班は、災害の危険が解消した段階で、住家・人的被害・所管施設等の被害調査を行う。

■部門別調査の担当及び対象

調査担当部	調査対象
都市整備部	道路、橋梁、河川被害、崖崩れ、公園、市営住宅、施設被害
市民部	住家被害
市民協働部	地区公民館・総合体育館等避難所施設及びその他の所管施設被害、自主防災組織等を通じた被災者支援ニーズ
産業経済部	農業作物・農業施設被害、林業被害、港湾・漁港・漁業施設被害、商業被害、工業被害、観光施設・観光客等の被害
環境部	清掃施設被害
保健福祉部	福祉施設被害、保育施設被害、医療施設被害、人的被害
消防第1部	人的被害
企業部	上水道施設被害、下水道施設被害
教育部	学校施設被害

3. 被害報告

1) 県への報告

市（総括班）は、災害対策基本法及び他の法令の規定に基づく災害の情報収集、一般被害状況及び部門別被害状況報告（以下「被害報告」という。）の取り扱いについては、「福岡県災害調査報告実施要綱（昭和39年5月21日制定）」の定めるところにより報告する。

なお、県へ報告ができないときは、直接国（消防庁）に報告する。

■報告の区分、内容、様式

区 分	内 容	様式	報告の方法	報告先
災害概況即報 (即 報)	・被害発生後、直ちに報告 ・報告内容に変化があれば、その都度報告	第1号	防災行政無線 電話又は ファックス	県地方本部 及び 県災害対策 (警戒)本部
被害状況報告 (即 報)	・被害状況が判明次第、報告 ・以後、毎日10時、15時までに報告	第2号		
被害情報報告 (詳 報)	・災害発生後、5日以内に報告	第2号		
被害情報報告 (確定報告)	・応急対策終了又は災対本部解散後、15日以内に報告	第3号	文書 (2部)	県防災危機管理局

2) 報告内容

災害対策基本法第53条に基づき、市は当該区域内に災害が発生したときは政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県に報告しなければならない。

3) 報告先

市(総括班)は、災害報告を県災害対策地方本部及び県災害対策(警戒)本部に対して行う。

福祉、保健、環境、商工業、農林水産業、土木関係の被害状況は、関係する県出先機関に報告する。

なお、県に被害状況等の報告ができない場合及び消防庁への直接即報基準に達したときには、消防庁に直接報告を行うほか、119番通報が殺到した場合等には、県に加えて直接消防庁にも報告を行う。

第2節 災害広報・広聴

項 目		初動	応急	復旧	実施担当
第1項 災害広報活動	1. 災害時の広報	●	●	●	総括班、広報班
第2項 報道機関を通じた広報	1. 報道機関への要請	●			総括班、報道班
	2. 記者発表	●	●	●	
第3項 相談及び情報提供窓口の設置	1. 相談窓口の設置	●			市民支援班
	2. 市民等からの問合せへの対応	●	●	●	

第1項 災害広報活動

1. 災害時の広報

1) 警戒時及び災害発生直後の広報活動

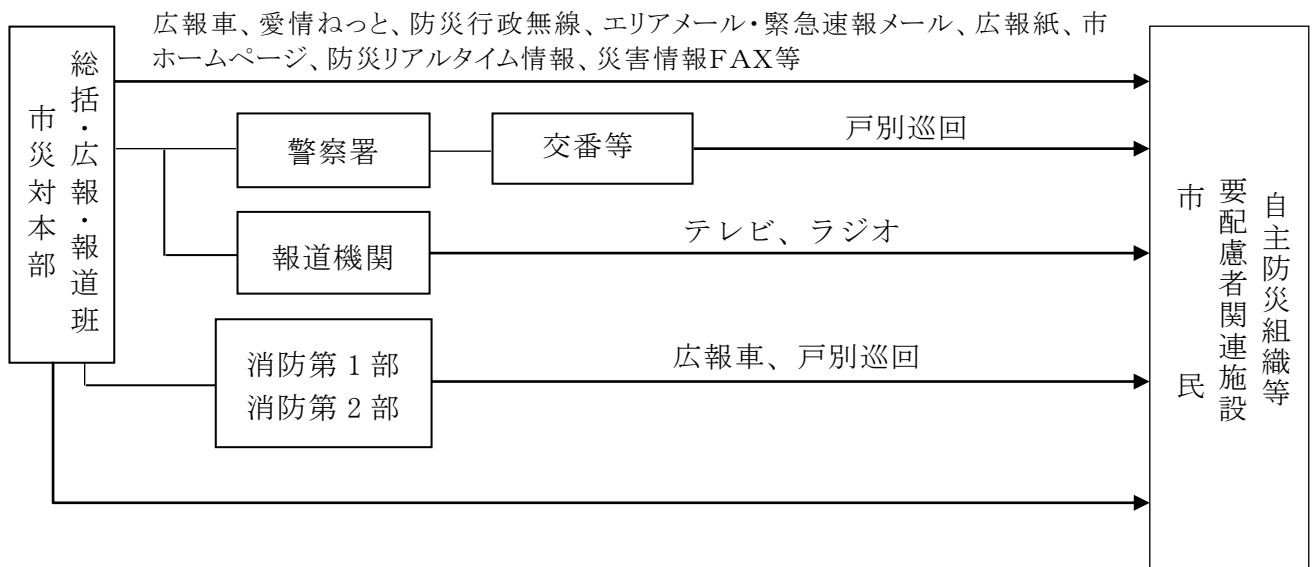
市（総括班・広報班）、消防第1・2部は、災害の発生する恐れがあるとき又は災害発生直後には、市民等に対し防災行政無線、エリアメール・緊急速報メール等の方法で、危険情報の伝達や避難等の広報を行う。

さらに、被害現場で活動する消防団や職員から収集した現場画像を、速やかに「防災リアルタイム情報」に公開し、市民等に周知を図る。

2) 応急活動時の広報

市（総括班、広報班、報道班）は、応急活動時には、防災行政無線、テレビ、ラジオ、広報紙、ソーシャルメディア等にて広報する。また、各班からの広報依頼により広報すべき内容等を集約し、報道機関への要請及び広報紙等の作成を行う。

■災害広報伝達経路



■ 広報の手段、内容

手 段	内 容
<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報車 ○ 愛情ねっと ○ 防災行政無線 ○ エリアメール・緊急速報メール ○ 消防団による戸別巡回 ○ 広報紙・チラシ・看板 ○ 市ホームページ ○ 防災リアルタイム情報 ○ テレビ・ラジオの放送 ○ 県防災アプリプッシュ通知 ○ 災害情報FAX ○ 災害情報テレホン ○ 災害自動音声ダイヤル ○ LINE ○ Facebook ○ X (旧Twitter) 	<ul style="list-style-type: none"> <災害発生直前> ○ 高齢者等避難 ○ 気象情報 ○ 避難所の開設
	<ul style="list-style-type: none"> <災害発生直後> ○ 避難指示 ○ 水害時の垂直避難の呼掛け ○ 気象情報、危険情報 ○ 道路の冠水や通行止め等の被害の状況 ○ 河川の水位や浸水の危険度等の注意喚起 ○ 電話自粛 ○ 避難所の開設 ○ 市民のとりべき措置 ○ 自主防災活動の要請
	<ul style="list-style-type: none"> <応急対策活動時> ○ 気象情報、危険情報 ○ 被害の状況 ○ 市の防災体制 ○ 交通機関の運行状況 ○ ライフライン施設の被害状況 ○ 応急対策の概況、復旧の見通し ○ 安否情報 ○ 市民のとりべき防災対策 ○ 食糧・飲料水・生活用品の供給等に関する情報 ○ 応急仮設住宅の情報 ○ その他必要な事項

第2項 報道機関を通じた広報

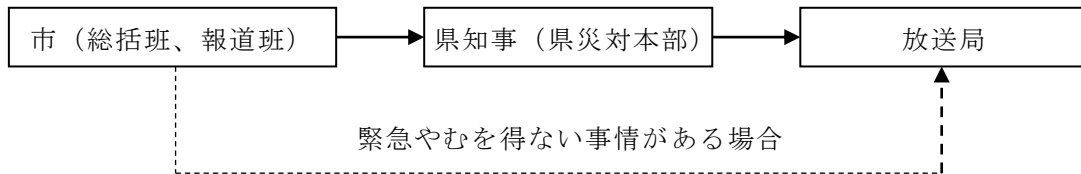
1. 報道機関への要請

市長は、災害に関する情報を緊急に市民に周知する必要があると認めるときは、県知事に対して災害対策基本法第57条に基づき、無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送の要請を依頼する。

ただし、緊急やむを得ない事情がある場合は、市からも直接報道機関に対し要請できる。

なお、福岡県防災・行政情報通信ネットワークによって、福岡県に報告した情報はLアラート（災害情報共有システム）を通じ、自動的に報道機関にも配信される。

■緊急警報放送要請依頼



■放送要請先

要請先	<p>○ 県、又は緊急時等やむを得ない場合に要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本放送協会福岡放送局（NHK）、アール・ケー・ビー毎日放送株式会社（RKB）、九州朝日放送株式会社（KBC）、株式会社テレビ西日本（TNC）、株式会社福岡放送（FBS）、株式会社エフエム福岡、株式会社ティ・エックス・エヌ九州、株式会社CROSS FM、株式会社九州国際エフエム、株式会社有明ねっこむの各放送局
-----	--

2. 記者発表

市（報道班）は、報道機関に対しファックスによる速報を行うとともに、市ホームページに掲載する。

また、必要に応じて記者会見場を設置し、情報を報道機関へ提供する。

第3項 相談窓口の設置

1. 相談窓口の設置

市（市民支援班）は、大規模災害の発生等により、市民からの問合せや相談等に対応するため、「災害相談窓口」を開設する。

相談窓口においては、女性、高齢者及び障害者等による相談等に配慮するとともに、相談への対応を迅速に行うため、災害の状況等に応じて、相談窓口には各班の担当者を置く。

2. 市民等からの問合せへの対応

市（関係各班）は、災害相談窓口において、行方不明・捜索依頼の受付、食糧、飲料水、日用品等の支給に関する情報等の問合せや相談等の情報をもとに、市民が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握に努め、可能な限り応急対策に反映させる。

市（市民支援班）は、各部の被災者に対する支援内容を集約し、その内容を市ホームページ、広報紙等により広報する。

第3章 避難対策

第1節 発令基準に基づく避難指示等の発令

	項目	初動	応急	復旧	実施担当
第1項 発令基準に基づく避難指示等の発令	1. 高齢者等避難の発令	●			総括班、広報班
	2. 避難指示の発令	●			
	3. 避難指示等判断基準	●			
	4. 避難の指示の伝達	●			
	5. 県・関係機関への報告・要請	●			
	6. 解除とその伝達、報告	●	●	●	

第1項 発令基準に基づく避難指示等の発令

1. 高齢者等避難の発令

災害が発生し又は発生のおそれがあるときに、本部長（市長）は、高齢者、妊産婦、乳幼児及び障害者等の避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、高齢者等避難を発令する。

2. 避難指示の発令

本部長（市長）は、災害対策基本法第60条に基づき、災害が発生し又は発生のおそれがあるときに、避難を要する地区の住民に対し「避難の指示」を行う。

なお、避難のための立退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるときは、その地区の住民に対し「屋内安全確保」を指示する。

市（総括班、関係各班）は、関係機関と連携し、避難の指示に関する事務を行う。

「避難指示」は、その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、地域住民がその指示を尊重することを期待して避難の立ち退きを勧め、又は促すものである。

なお、本節については、「避難指示等の判断・伝達マニュアル（平成26年12月策定）」に基づき実施する。

■避難指示の発令権者及びその内容

発令権者	代行者	災害種類	実施事項	指示を行う要件	根拠法令
市長	意志決定 代行順位 その他の 委任市職員	災害全般	指示	○ 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第 60 条第 1 項
				○ 避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき（屋内待避）	同上 第 3 項
	県知事	災害全般	指示	○ 災害が発生した場合において、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	同上 第 6 項
	警察官 海上保安官	災害全般	指示	○ 上記の場合において、市長が避難のための立ち退き若しくは屋内での待避等の安全措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	同上 第 61 条第 1 項

■他の法律に基づく、避難措置の発令権者及びその内容

発令権者	災害種類	実施事項	指示を行う要件	根拠法令
警察官	災害全般	警告	○ 人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす恐れがあるなど、危険な状態である場合	警察官職務執行法 (昭和 23 年法律 第 136 号) 第 4 条第 1 項
	災害全般	措置命令 措置	○ 上記の状況で、特に急を要するとき	
海上保安官	災害全般	措置命令 措置 (船舶、乗組員、乗客等に対するもの)	○ 海上における犯罪がまさに行われようとするのを認めた場合又は天災事変、海難、工作物の損壊、危険物の爆発等危険な事態がある場合であつて、人の生命もしくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害が及ぶ恐れがあり、かつ、急を要するとき	海上保安庁法 (昭和 23 年法律 第 28 号) 第 18 条
自衛官 (災害派遣 時に限る)	災害全般	警告 (準用)	○ 警察官の要件と同じ (ただし、警察官がその場にはいない 場合に限る)	自衛隊法 第 94 条第 1 項

	災害全般	措置命令 措置 (準用)	○ 警察官の要件と同じ (ただし、警察官がその場にはない 場合に限る)	自衛隊法 第94条第1項
県知事、県 知事の命を 受けた県職 員 (洪水等は 水防管理者 を含む)	地すべり	指示	○ 地すべりにより著しい危険が切 迫していると認められるとき	地すべり等防止法 第25条
	洪水 高潮	指示	○ 洪水又は高潮のはん濫により著 しい危険が切迫していると認めら れるとき	水防法第29条

3. 避難指示等判断基準

1) 河川氾濫（水位情報周知河川：堂面川、諏訪川）

	水位観測所	氾濫注意 水位 (レベル2)	避難判断 水位 (レベル3)	はん濫危険 水位 (レベル4)	堤防高 (レベル5)	雨量観測所 (設置者)
堂面川	畔切橋	1.97m	2.18m	2.36m	2.69m	歴木 御木中学校 (福岡県)
	新堂面橋	—	—	—	—	
諏訪川	臼井橋	2.20m	3.06m	3.20m	3.34m	笹原町3丁目 天の原小学校 (気象庁アメダス)
	新船津橋	—	—	—	—	

警戒レベル3 高齢者等避難	<p>1. 確認情報・計測情報</p> <p>(1) ~ (4) のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令するものとする。</p> <p>[氾濫危険水位等の設定観測所]</p> <p>(1) 避難判断水位（レベル3水位）に到達し、引き続き水位が上昇して氾濫危険水位（レベル4水位）に達すると見込まれる場合</p> <p>(2) 氾濫注意水位（レベル2水位）に到達しているが、避難判断水位（レベル3水位）よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫の恐れが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4、5として発令）</p> <p>① 堤防に軽微な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生</p> <p>② 樋門・水門等の施設の機能支障がある状況</p> <p>[氾濫危険水位等の設定がされていない観測所]</p> <p>(3) 堤防高まで 1.0m に到達し、さらに水位が上昇すると見込まれる場合（ただし、感潮地区では、干潮に向かっている時間帯にかかるときは水位が急激に下がることも留意し判断する）</p> <p>(4) 堤防高まで 1.0mよりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4、5として発令）</p> <p>① 堤防に軽微な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生</p> <p>② 樋門・水門等の施設の機能支障がある状況</p> <p>2. 推定・予測情報</p> <p>(1) ~ (2) のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者</p>
------------------	---

	<p>等避難を発令するものとする。</p> <p>〔二河川共通〕</p> <p>(1) レベル3大雨警報が発表され、氾濫注意水位（レベル2水位）を超えた状態になり、大雨キキクルで「警戒（赤）」が出現し、引き続き水位上昇が見込まれる場合</p> <p>〔諏訪川〕</p> <p>(2) 諏訪川の臼井橋水位観測所の水位が、氾濫注意水位（レベル2水位）を超えた状態で、上流の関川に設置してある水位観測所の水位の状況から、臼井橋水位観測所の急激な水位上昇の恐れがある場合</p>
<p>警戒レベル4 避難指示</p>	<p>1. 確認情報・計測情報</p> <p>(1)～(4)のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令するものとする。</p> <p>〔氾濫危険水位等の設定観測所〕</p> <p>(1) 氾濫危険水位（レベル4水位）に到達し、引き続き水位が上昇して堤防高に達すると見込まれる場合</p> <p>(2) 避難判断水位（レベル3水位）に到達しているが、氾濫危険水位（レベル4水位）よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫の恐れが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル5として発令）</p> <p>① 堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生</p> <p>② 樋門・水門等の施設の機能支障がある状況</p> <p>〔氾濫危険水位等の設定がされていない観測所〕</p> <p>(3) 堤防高まで0.5mに到達し、さらに水位が上昇すると見込まれる場合（ただし、感潮地区では、干潮に向かっている時間帯にかかるときは水位が急激に下がることも留意し判断する）</p> <p>(4) 堤防高まで1.0mに到達しているが、堤防高まで0.5mよりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル5として発令）</p> <p>① 堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生</p> <p>② 樋門・水門等の施設の機能支障がある状況</p> <p>2. 推定・予測情報</p> <p>(1)～(2)のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令するものとする。</p> <p>〔二河川共通〕</p> <p>(1) レベル4大雨危険警報が発表され、避難判断水位（レベル3水位）を超えた状態になり、大雨キキクルで「危険（紫）」が出現し、引き続き水位上昇が見込まれる場合</p> <p>〔諏訪川〕</p> <p>(2) 臼井橋水位観測所の水位が、避難判断水位（レベル3水位）を超えた状態で、上流の関川に設置してある水位観測所の水位の状況から、臼井橋水位観測所の急激な水位上昇の恐れがある場合</p>
<p>警戒レベル5 緊急安全確保</p>	<p>1. 確認情報・計測情報</p> <p>(1)～(4)のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル5緊急安全確保を発令するものとする。</p> <p>〔二河川共通〕</p> <p>(1) 堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生していることが確認できた</p>

	<p>場合</p> <p>(2) 堤防高に到達した場合 〔氾濫危険水位等の設定観測所〕</p> <p>(3) 氾濫危険水位（レベル4水位）に到達しているが、堤防高よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫が切迫・発生していると思われる場合</p> <p>① 堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合</p> <p>② 樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 〔氾濫危険水位等の設定がされていない観測所〕</p> <p>(4) 堤防高まで 0.5m に到達しているが、堤防高よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫が切迫・発生していると思われる場合</p> <p>① 堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合</p> <p>② 樋門・水門等の施設の機能支障がある状況</p> <p>2. 推定・予測情報</p> <p>(1) ～ (3) のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル5緊急安全確保を発令するものとする。 〔二河川共通〕</p> <p>(1) レベル5大雨特別警報が発表され、大雨キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合</p> <p>(2) 氾濫危険水位（レベル4水位）を超えた状態になり、大雨キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合 〔諏訪川〕</p> <p>(3) 臼井橋水位観測所の水位が、避難判断水位（レベル4水位）を超えた状態で、上流の関川に設置してある水位観測所の水位の状況から、臼井橋水位観測所の急激な水位上昇の恐れがある場合</p>
--	---

【留意点】

- (A) 大雨キキクルについては、有明海の潮位が高い時期において、実際より危険度の上昇の表示が遅れること、または、危険度の下降が早く出現することがある点に留意する。
- (B) 感潮地区の観測所では、大潮の時期は満潮時に、降雨がなくとも各基準に該当することがあるが、その場合は海上保安庁であらかじめ予想された天文潮位か、もしくは異常な気象や副振動によるものかを確認し発令の判断をする。
- (C) 避難判断水位等の危険水位が設定されていない水位観測所については、堤防天端から水位までの高さを監視して、発令を判断する。
- (D) 夜間から明け方であっても、発令基準に該当する場合は、躊躇なく各避難情報を発令する。
- (E) 観測所の水位や大雨キキクルの情報を基に、各避難情報を発令する場合は、水位計の位置やキキクルの表示エリアより影響のあるエリアを予測し対象地域を決定する。

2) 河川氾濫（その他の水位観測河川：隈川、白銀川、大牟田川、関川）

	水位 観測所	氾濫注意 水位 (レベル2)	避難判断 水位 (レベル3)	氾濫危険 水位 (レベル4)	雨量観測所 (設置者)
隈川	干渡橋	1.20m	—	1.80m	みやま市 舞鶴 (福岡県)
白銀川	忠屋橋	1.40m	—	2.20m	田隈 白銀団地公園 (国土交通省)
	高田橋	—	—	—	
大牟田 川	旭橋	2.60m	—	3.30m	小浜町 福岡県大牟田総合庁舎 (福岡県) 笹原町3丁目 天の原小学校 (気象庁アメダス)
	東泉橋	—	—	—	
	合成南橋	—	—	—	
関川	竜瀬橋	—	—	—	南関町 (熊本県)
	関川	4.87m	—	6.15m	
	岩本橋	—	—	—	
	助丸橋	—	—	—	

警戒レベル3 高齢者等避難	<p>1. 確認情報・計測情報</p> <p>(1) ~ (4) のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令するものとする。</p> <p>[氾濫危険水位等の設定観測所]</p> <p>(1) 氾濫注意水位 (レベル2 水位) に到達し、かつ、1時間後に氾濫危険水位 (レベル4 水位) に達すると見込まれる場合</p> <p>(2) 氾濫注意水位 (レベル2 水位) に到達し、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合 (氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4、5として発令)</p> <p>① 堤防に軽微な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生</p> <p>② 樋門・水門等の施設の機能支障がある状況</p> <p>[氾濫危険水位等の設定がされていない観測所]</p> <p>(3) 堤防高まで1.0mに到達し、さらに水位が上昇すると見込まれる場合 (ただし、感潮地区では、干潮に向かっている時間帯にかかる場合は水位が急激に下がることも留意し判断する)</p> <p>(4) 堤防高まで1.0mよりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合 (氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4、5として発令)</p> <p>① 堤防に軽微な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生</p> <p>② 樋門・水門等の施設の機能支障がある状況</p> <p>2. 推定・予測情報</p> <p>(1) ~ (2) のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令するものとする。</p> <p>[四河川共通]</p> <p>(1) レベル3 大雨警報が発表され、氾濫注意水位 (レベル2 水位) を超えた状態になり、大雨キキクルで「警戒 (赤)」が出現し、引き続き水位上昇が見込まれる場合</p> <p>[白銀川]</p> <p>(2) 忠屋橋水位観測所の水位が、氾濫注意水位 (レベル2 水位) を超え</p>
------------------	---

	<p>た状態で、白銀川調節池公園のカメラ映像で時計台の目盛が上から3つ目まで水位が到達し、さらに上流の高田橋水位観測所の水位が上昇し続けることにより、忠屋橋水位観測所の急激な水位上昇のおそれがある場合</p>
<p>警戒レベル4 避難指示</p>	<p>1. 確認情報・計測情報 (1)～(4)のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令するものとする。 [氾濫危険水位等の設定観測所] (1) 氾濫危険水位(レベル4水位)に到達し、引き続き水位が上昇して堤防高に達すると見込まれる場合 (2) 氾濫注意水位(レベル2水位)に到達しているが氾濫危険水位(レベル4水位)よりもやや低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合(氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル5として発令) ① 堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 ② 樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 [氾濫危険水位等の設定がされていない観測所] (3) 堤防高まで0.5mに到達し、さらに水位が上昇すると見込まれる場合(ただし、感潮地区では、干潮に向かっている時間帯にかかるときは水位が急激に下がることも留意し判断する) (4) 堤防高まで1.0mに到達しているが、堤防高まで0.5mよりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合(氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル5として発令) ① 堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 ② 樋門・水門等の施設の機能支障がある状況</p> <p>2. 推定・予測情報 (1)～(3)のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令するものとする。 [四河川共通] (1) レベル3大雨警報が発表され、氾濫注意水位(レベル2水位)を超えた状態になり、大雨キキクルで「危険(紫)」が出現し、引き続き水位上昇が見込まれる場合 [白銀川] (2) 忠屋橋水位観測所の水位が、氾濫注意水位(レベル2水位)を超えた状態で、上流の高田橋水位観測所の水位の状況及び白銀川調節池公園のカメラ映像で時計台の水位目盛が上から1つとなった状況から、忠屋橋水位観測所の急激な水位上昇により氾濫危険水位(レベル4水位)に達する恐れが高まっている場合 (3) 忠屋橋水位観測所の水位が、氾濫注意水位(レベル2水位)を超えた状態で、白銀川調節池公園のカメラ映像で時計台の目盛が上から1つ目まで水位が到達し、さらに上流の高田橋水位観測所の水位が上昇し続けることにより、忠屋橋水位観測所の急激な水位上昇により氾濫危険水位(レベル4水位)に達するおそれが高まっている場合</p>
<p>警戒レベル5 緊急安全確保</p>	<p>(1)～(3)のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル5緊急安全確保を発令するものとする。 [四河川共通] (1) 堤防高に到達した場合</p>

	<p>〔氾濫危険水位等の設定観測所〕</p> <p>(2) 氾濫危険水位（レベル4水位）に到達しているが堤防高よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫が切迫・発生していると思われる場合</p> <p>① 堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合</p> <p>② 樋門・水門等の施設の機能支障がある状況</p> <p>〔氾濫危険水位等の設定がされていない観測所〕</p> <p>(3) 堤防高まで 0.5m に到達しているが、堤防高よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫が切迫・発生していると思われる場合</p> <p>① 堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合</p> <p>② 樋門・水門等の施設の機能支障がある状況</p> <p>2. 推定・予測情報</p> <p>(1) ～ (2) のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル5 緊急安全確保を発令するものとする。</p> <p>〔四河川共通〕</p> <p>(1) レベル5 大雨特別警報が発表され、大雨キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合</p> <p>(2) 氾濫危険水位（レベル4水位）を超えた状態になり、大雨キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合</p>
--	--

【留意点】

(A) 隈川、白銀川、大牟田川については、河川が氾濫危険水位に達しても、破堤の恐れが低く、急激に水位が上がらず除々に道路等に水が溢れ出すような場合で、人的な被害がすぐに発生しないと見込まれるときは、まず河川周辺の道路規制を実施し監視体制をとる。

(B) 大雨キキクルについては、有明海の潮位が高い時期において、実際より危険度の上昇の表示が遅れること、または、危険度の下降が早く出現することがある点に留意する。

(C) 避難判断水位等の危険水位が設定されていない水位観測所については、堤防天端から水位までの高さを監視して、発令を判断する。なお、隈川の水位観測所の水位は3～6時間後に諏訪川の水位に影響を及ぼすため、諏訪川の水位予測の参考とする。

(D) 感潮地区の観測所では、大潮の時期は満潮時に、降雨がなくとも各基準に該当することがあるが、その場合は海上保安庁であらかじめ予想された天文潮位か、もしくは異常な気象や副振動によるものかを確認し発令の判断をする。

(E) 夜間から明け方であっても、発令基準に該当する場合は、躊躇なく各避難情報を発令する。

(F) 観測所の水位や大雨キキクルの情報を基に、各避難情報を発令する場合は、水位計の位置やキキクルの表示エリアより影響のあるエリアを予測し対象地域を決定する。

3) 内水氾濫

雨量観測所 (設置者)
笹原町3丁目 天の原小学校 (気象庁アメダス) 田隈 白銀団地公園 (国土交通省) 小浜町 福岡県大牟田総合庁舎 (福岡県) 歴木 御木中学校 (福岡県)

警戒レベル3 高齢者等避難	1. 推定・予測情報 (1) ~ (4) のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令するものとする。 (1) 夜間から明け方にかけて、早期注意情報の大雨警報の可能性「高」が発表され、三池港の潮位がおおむね TP2.04(DL4.50m)以上で、時間雨量が70ミリ以上の降雨が1時間以上継続すると見込まれる場合 (2) 夜間から明け方にかけて、早期注意情報の大雨警報の可能性「高」が発表され、三池港の潮位がおおむね TP2.04(DL4.50m)未満で、時間雨量が80ミリ以上の降雨が1時間以上継続すると見込まれる場合 (3) 夜間から明け方にかけて、気象解説情報(線状降水帯半日前予測)が福岡県及び長崎県に発表され、有明海上の風速が南西の風 15m に近い予想が発表された場合で、時間雨量が70ミリ以上の降雨が1時間以上継続すると見込まれる場合 (4) 夜間から明け方にかけて、早期注意情報の大雨警報の可能性「高」が発表され、三池港の潮位に関係なく時間雨量が70ミリ以上の降雨が1時間以上継続すると見込まれ、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合(氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4、5として発令) ①樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ②排水機場の運転が停止または停止が予定されている状況
警戒レベル4 避難指示	1. 推定・予測情報 (1) ~ (8) のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令するものとする。 (1) 三池港の潮位が、おおむね TP2.04(DL4.50m)以上であり、かつ、時間雨量が70ミリを超える降雨が1時間以上継続すると見込まれる場合 (2) 三池港の潮位が、おおむね TP2.04(DL4.50m)未満であり、かつ、時間雨量が100ミリを超える降雨が1時間以上継続すると見込まれる場合 (3) 三池港の潮位が、おおむね TP2.04(DL4.50m)未満であり、かつ、時間雨量が80ミリを超える降雨が2時間以上継続すると見込まれるとき場合 (4) 三池港の潮位が、おおむね TP2.04(DL4.50m)未満であり、かつ、直近3時間雨量が150ミリを超え、時間雨量が80ミリを超える降雨が1時間以上継続すると見込まれる場合 (5) 三池港の潮位に関係なく時間雨量が70ミリ以上の降雨が1時間以上継続すると見込まれ、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合(氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル5として発令) ①樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ②排水機場の運転が停止または停止が予定されている状況 (6) 気象防災情報(線状降水帯発生)もしくは気象防災情報(線状降水帯

	<p>直前予測)が発表され、かつ、引き続き時間雨量が70ミリ近くの降雨が見込まれる場合</p> <p>(7)大雨キキクルで「危険(紫)」が出現し、かつ、引き続き時間雨量が70ミリ近くの降雨が見込まれる場合</p> <p>(8)監視カメラで30センチ以上の浸水が一部確認され、更に浸水深が深くなる恐れが高まるなど、床上浸水の危険性が高まった場合</p>
警戒レベル5 緊急安全確保	<p>1. 確認情報・計測情報</p> <p>(1)に該当する場合に、警戒レベル5緊急安全確保を発令するものとする。</p> <p>(1)監視カメラで50センチ以上の浸水が多数確認されるなど、床上浸水の被害が予想される場合</p> <p>2. 推定・予測情報</p> <p>(1)～(2)のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル5緊急安全確保を発令するものとする。</p> <p>(1)大雨キキクルで「災害切迫(黒)」が出現し、かつ、引き続き時間雨量が70ミリ近くの降雨が見込まれる場合</p> <p>(2)レベル5大雨特別警報が発表された場合</p>

【留意点】

(A) 内水氾濫は確認情報や計測情報で判断すると避難のリードタイムが確保できないため、警戒レベル3・4の発令は推定・予測情報で判断する。

(B) 夜間から明け方にかけて大雨が予想されるときは、暗い中での避難にならないよう、日没までに避難が完了できるように、早めに高齢者等避難(警戒レベル3)を発令する。

(C) 現況での判断は、高齢者等避難(警戒レベル3)を発令することなく、避難指示(警戒レベル4)から発令することとする。発令する際には、雨水の放流先河川の水位、監視カメラの映像に留意し判断する。

(D) 気象庁が発表する浸水害に関する情報(大雨警報、大雨危険警報、大雨特別警報、大雨キキクル等)は、有明海の潮位を考慮されていないため、実況の潮位や天文潮位の予測値に留意し、判断する。

4) ため池

水位 観測所	吉ヶ谷ため池	危険水位 基準値	堤頂-1.50m
警戒レベル3 高齢者等避難	<p>①、②のいずれか1つに該当する場合に、高齢者等避難を発令するものとする。</p> <p>①水位が堤頂-2.21mに到達し、引き続き水位上昇が見込まれる場合</p> <p>②堤防の漏水が発見された場合</p>		
警戒レベル4 避難指示	<p>①、②のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。</p> <p>①水位が堤頂-1.50m(危険水位基準値)に到達し、引き続き水位上昇が見込まれる場合</p> <p>②堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見された場合</p>		
緊急安全確保 警戒レベル5	<p>①、②のいずれか1つに該当する場合に、緊急安全確保を発令するものとする。</p> <p>①水位が越水、又は越水の可能性が高くなった場合</p> <p>②ため池の決壊が確認された場合</p>		

5) 土砂災害

土砂災害に関する防災気象情報	警戒レベル
レベル3 土砂災害警報：3時間先までの予測値がレベル4 土砂災害危険警報の基準以上となる場合	3相当
レベル4 土砂災害危険警報：実況値又は2時間先までの予測値がレベル4 土砂災害危険警報の基準以上となる場合	4相当
レベル5 土砂災害特別警報：実況値がレベル5 土砂災害危険警報の基準以上となる場合	5相当

警戒レベル3 高齢者等避難	<p>(1)～(3)のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令するものとする。</p> <p>(1) レベル3 土砂災害警報が発表され、引き続き強い降雨が見込まれる場合</p> <p>(2) 土砂キキクルで「警戒(赤)」が出現し、引き続き強い降雨が見込まれる場合</p> <p>(3) 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(気象庁HPの「時系列情報」において、夜間から明け方に土砂災害の「警戒」「危険」が予想されている場合など)</p>
警戒レベル4 避難指示	<p>(1)～(4)のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令するものとする。</p> <p>(1) レベル4 土砂災害危険警報が発表され、引き続き強い降雨が見込まれる場合</p> <p>(2) 土砂キキクルで「危険(紫)」が出現し、引き続き強い降雨が見込まれる場合</p> <p>(3) 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(気象庁HPの「時系列情報」において、夜間から明け方に土砂災害の「危険」が予想されている場合など)</p> <p>(4) 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合</p>
警戒レベル5 緊急安全確保	<p>(1)～(3)のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル5 緊急安全確保を発令するものとする。</p> <p>(1) レベル5 土砂災害特別警報が発表された場合</p> <p>(2) 土砂キキクルで「災害切迫(黒)」が出現し、引き続き強い降雨が見込まれる場合</p> <p>(3) 土砂災害が発生した場合</p>

【留意点】

(A) レベル3 土砂災害警報が発表される場合は、レベル4 土砂災害危険警報の発表が前提となっているが、気象庁の降雨予想以上に降ったときはレベル3 土砂災害警報の発表からレベル4 土砂災害危険警報の発表まで時間的な猶予がない場合もあることを留意する。

(B) 雨の降り方次第ではレベル3 土砂災害警報が発表されず、レベル4 土砂災害危険警

報が発表されることもありうるため、短時間で激しく降る場合は福岡管区气象台と綿密に連携し、基準にとらわれず早めに警戒レベル3高齢者等避難を発令することとする。

6) 高潮災害

高潮に関する防災気象情報	警戒レベル
レベル3 高潮警報：潮位がレベル4 高潮危険警報の基準潮位に達すると予想される約12時間前までに発表	3相当
レベル4 高潮危険警報：潮位がレベル4 高潮危険警報の基準潮位に達すると予想される約6時間前までに発表	4相当
レベル5 高潮特別警報：破堤、堤防の背後地の浸水を実際に確認した場合、または潮位の実況値又は直近の予想がレベル5 高潮特別警報の基準潮位を超え、かつ、その状況が一定時間継続すると予想される場合に発表	5相当

基準地点	大牟田川河口 ～3km 付近右岸	基準潮位	レベル4 高潮危険警報 T P 3.40m (DL5.86m)
			レベル5 高潮特別警報 T P 3.90m (DL6.36m)

警戒レベル3 高齢者等避難	<p>(1)～(4)のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令するものとする。</p> <p>1. 推定・予測情報</p> <p>(1) レベル3 高潮警報が発表された場合</p> <p>(2) 明け方に最高潮位に達し、夜間にレベル3 高潮警報を発表すると見込まれる場合</p> <p>(3) 潮位がレベル4 高潮危険警報の基準潮位 T P 3.40m (DL5.86m) に達するのが12時間以上先と予測されているものの、次に示す状況により浸水の恐れが高まっている場合</p> <p>① 6時間後には暴風域に入ると見込まれる場合</p> <p>② 堤防・水門・陸閘等の施設の機能支障がある状況</p>
警戒レベル4 避難指示	<p>(1)～(4)のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令するものとする。</p> <p>1. 推定・予測情報</p> <p>(1) レベル4 高潮危険警報が発表された場合</p> <p>(2) 夜間から明け方に最高潮位に達し、夜間にレベル4 高潮危険警報を発表すると見込まれる場合</p> <p>(3) 潮位がレベル4 高潮危険警報の基準潮位 T P 3.40m (DL5.86m) に達するのが6時間以上先と予測されているものの、次に示す状況により浸水の恐れが高まっている場合</p> <p>① 3時間後には暴風域に入ると見込まれる場合</p> <p>② 堤防・水門・陸閘等の施設の機能支障がある状況</p>
警戒レベル5 緊急安全確保	<p>(1)～(3)のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル5 緊急安全確保を発令するものとする。</p> <p>1. 確認・計測情報</p> <p>(1) 堤防の決壊、越水、溢水、背後地の浸水、堤防の損壊等を実</p>

	際に確認した場合 (2) 東泉橋もしくは新堂面橋の水位観測所において、T P 3.40m (DL5.86m)を超え、さらに潮位が上昇すると見込まれる場合 2. 推定・予測情報 (3) レベル5高潮特別警報が発表された場合
--	---

【留意点】

(A) 高潮は、有明海の満潮時刻と台風の接近が重なることで発生する。そのため、避難情報発令を検討する際には、有明海天文満潮位や台風の勢力、進路、速度にも留意して判断すること。

(B) 特に、南と南西の風向きは、本市沿岸部に吹き寄せ効果の影響が大きいことを留意すること。

4. 避難指示等の伝達

市（総括班）は、関係各班に高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を伝達する。

市（広報班）、消防第1・2部は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を市民等に伝達する。

■高齢者等避難、避難指示の伝達事項

伝達事項	<input type="checkbox"/> 避難対象地域 <input type="checkbox"/> 避難先 <input type="checkbox"/> 避難経路	<input type="checkbox"/> 高齢者等避難、避難指示の理由 <input type="checkbox"/> 注意事項（戸締まり、携行品）等
------	--	---

5. 県・関係機関への報告・要請

本部長（市長）は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保が発令された場合は、県及び関係機関等にその旨を報告、要請する。

■連絡先

報 告	県知事
協 力 要 請	消防第1・2部、警察署、地方支部等
避難所開設要請	避難所担当班、避難施設管理者等
地域住民の避難所利用の要請	近隣市町

6. 解除とその伝達、報告

本部長（市長）は、関係各班と連携し、災害による危険がなくなつたと判断されるときには、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を解除し、避難所に避難している対象者に伝達する。

また、解除後は速やかに県知事に報告する。

第2節 避難所の開設・運営

項目		初動	応急	復旧	実施担当
第1項 避難活動	1. 避難誘導	●			要配慮者支援班、生涯学習班、教育総務班
	2. 避難者の受け入れ	●			
	3. 警戒区域の設定	●			
第2項 避難所の開設・運営	1. 避難所の開設	●			生涯学習班、教育総務班、総括班、物資調達・輸送班、医療救護班
	2. 避難所の運営	●	●		
	3. 食糧・物資の供給	●	●		
	4. 避難設備の設置	●	●		
	5. 避難所等における広報	●	●	●	
	6. 避難所における感染症対策	●	●		
第3項 避難所外避難者の支援対策	1. 避難所外避難者の状況調査	●	●		生涯学習班、物資調達・輸送班、要配慮者支援班、医療救護班、防疫班

第1項 避難活動

1. 避難誘導

1) 避難誘導

避難誘導は、災害の規模、状況に応じて、最も適切な指定避難所等の所まで、次のとおり行うものとし、原則として徒歩とする。

なお、避難所までの避難が困難な場合は、居住建物の上階での待機などの垂直避難を行うなど、避難誘導者及び避難者は安全確保を図る。

■ 避難誘導者

避難対象	避難誘導担当者
市民	市職員、消防団員、消防吏員、警察官、自主防災組織等 在宅の要配慮者は、地域住民の協力により行う
児童、生徒、 福祉施設利用者	施設管理者、教職員、施設職員
事業所等の利用者、 職員、従業員	施設の防火管理者及び管理責任者等
交通施設利用者	施設管理者及び乗務員

2) 要配慮者の誘導

市（要配慮者支援班）及び消防第1・2部は、在宅の要配慮者の避難について、自主防災組織の協力を得て行うが、地域で避難支援が困難な場合は、社会福祉施設等と協力し、福祉車両等を用いて移送する。

施設入所者は、施設の管理者が車両等を用いて移送する。

市（要配慮者支援班）は、車両等の手配など支援を行う。

2. 避難者の受け入れ

市（生涯学習班、教育総務班）は、施設管理者、自主防災組織及びボランティア等と協力して、避難者の受け入れを行い、体育館など収容スペースへの案内、避難者の把握（居住地域、避難者数等）や災害情報等の収集及び本部への伝達等を実施する。

避難所内に事務スペースを確保する。その際には、利用者等から事務スペースであることがわかるよう明示する。

3. 警戒区域の設定

本部長（市長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認めるときは、警戒区域を設定する。

なお、警戒区域の設定を行った者は、適切な方法で設定区域を明示すると同時に、必要な情報を設定区域の市民等及び関係機関に伝達する。

また、本部長（市長）は、対象区域の危険がなくなった場合には、実施した警戒区域設定等を解除する。

■警戒区域の設定権者及びその内容

設定権者	代行者	災害種類	設定状況	根拠法令
市長	意志決定 代行順位 その他の 委任市職員	災害全般	○ 災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、市民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき	災害対策基本法 第63条第1項
	警察官 海上保安官	災害全般	○ 上記の場合において、市長もしくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき（この場合直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する）	同上 第2項
	自衛官	災害全般	○ 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官において、市長もしくはその委任を受けた市職員が現場にいない場合で、他に職権を行う者がいないとき（この場合直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する）	同上 第3項
	県知事	災害全般	○ 市長がその事務を行うことができなくなったとき	同上 第73条

第2項 避難所の開設・運営

1. 避難所の開設

1) 指定避難所の開設

避難所は、原則的に本部長（市長）が、災害の種類や規模、発生場所に応じて、指定避難所のうちから選定する。

指定避難所の開設は、市（生涯学習班、教育総務班）が施設管理者等の協力を得て迅速に行う。なお、緊急に避難所を開設する必要があるときは、施設管理者、勤務職員が実施する。

また、市（医療救護班）は、医療機関と連携して、医療救護所を確保するとともに、医師、看護師、保健師等の手配を行う。

2) 自主避難所の開設

本部長（市長）は、安全な場所を自分で確保することのできない者のため、災害の状況に応じ、自主避難所を開設する。

市（生涯学習班、教育総務班）は、自主避難所の開設が必要な場合は、施設管理者等と十分連絡・連携を図り開設する。

なお、避難の指示があった場合は、開設している自主避難所を、避難指示による避難者のための指定避難所に移行する場合がある。

3) 避難所開設の報告

避難所担当職員は、避難所を開設したときは、市（総括班）に避難所開設及び収容人数等の報告を行う。

市（総括班）は、県知事に対し、避難発令の理由や避難対象地域、避難所開設の日時・場所・施設名、収容状況及び収容人員、維持、管理のための責任者、開設期間の見込み等、避難所の開設について報告を行う。

2. 避難所の運営

避難所の運営は、市（生涯学習班、教育総務班）が避難者や自主防災組織、ボランティア等の協力を得て行う。また、福祉サービスの提供など要配慮者に配慮した運営に努めるとともに、避難所運営組織への女性の参画を求め、女性相談員の配置や専用スペースを確保するなど、女性や子育て中の保護者のニーズに配慮した避難所運営に努める。

市（生涯学習班・教育総務班）は、避難者カードを基に必要なに応じて、避難者名簿を作成し保管するとともに、その写しを市（総括班）に送付する。

3. 食糧・物資の供給

市（物資調達・輸送班）は、食糧、飲料水、生活物資等の必要量を、自主防災組織、地域住民、ボランティア等と協力し、避難者に配給する。

4. 避難設備の設置

市（生涯学習班、教育総務班）は、市（物資調達・輸送班）と連携して、避難所に必要な設備の把握や調達を行う。

5. 避難所等における広報

市（生涯学習班、教育総務班）は、避難所の住民運営組織、地域住民ボランティア等と連携して避難者に情報を伝達する。

また、市（要配慮者支援班）は、必要に応じて、手話通訳等を避難所に派遣し、障害者等の情報入手が困難な避難者に十分配慮した広報を行う。

6. 避難所における感染症対策

市（総括班、生涯学習班、教育総務班、医療救護班）は、感染症が避難所内で蔓延する可能性があるときは、避難所全員にマスクの着用や手指の消毒を徹底させるとともに、受付時に検温や問診を実施する。

また、感染症の疑いがある避難者は、避難スペースやトイレなどを他の避難者と区別し、できるだけ避けるように努める。

さらに、施設内の定期的な換気・消毒・清掃を行い、感染予防の徹底を図る。

第3項 避難所外避難者の支援対策

1. 避難所外避難者の状況調査

1) 把握のための周知

避難者の様々な事情等に応じて、車中泊及び指定避難所以外の施設や屋外へ避難した避難者（以下「避難所外避難者」という。）に対しても必要な支援を行うため、市（広報班、生涯学習班）は、避難所外避難者、自主防災組織等に対し、市または最寄りの公的避難所に現況を連絡するよう周知を行う。

2) 支援の実施

市（物資調達・輸送班、生涯学習班、医療救護班、防疫班、要配慮者支援班）は、把握した避難所外避難者に対し、保健師・地域包括支援センター・災害派遣福祉チーム（DWAT）等による巡回健康相談の実施等保健・福祉サービスの提供、食料等必要な物資の提供情報の伝達等により生活環境の確保を図る。また、車中泊等狭い場所で避難生活を送っている避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防方法について情報提供を行う。

3) 要配慮者の把握

市（要配慮者支援班）は民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事

業者、自主防災組織等と連携を図り、避難所外の要配慮者の所在や安否情報について把握し、指定避難所外に避難した要配慮者を出来るだけ早く、指定避難所、福祉避難所または医療機関に移送する。

第3節 福祉避難所の開設・運営

項目		初動	応急	復旧	実施担当
第1項 福祉避難所の開設・運営	1. 福祉避難所の開設	●			要配慮者支援班
	2. 福祉避難所等への移送	●			
	3. 福祉避難所の管理・運営	●	●		

第1項 福祉避難所の開設・運営

1. 福祉避難所の開設

市（要配慮者支援班）は、要配慮者の福祉避難所での受け入れが必要と認めるときは、あらかじめ指定した福祉避難所を開設するとともに、不足するときは県と協議し、社会福祉施設等に特別受け入れを要請する。

また、介護福祉士等の専門スタッフの確保及び派遣を行う。

2. 福祉避難所等への移送

市（要配慮者支援班）は、福祉避難所等が確保されたときは、関係機関への要請やボランティア等の協力を得て、速やかに要配慮者を移送するが、先ず、各避難所において要配慮者の健康状態等を考慮し、避難所での生活が困難と判断した場合に、その必要性の高い人から優先的に福祉避難所へ移送する。

この際、要配慮者の家族についても、必要に応じて福祉避難所へ避難させることができる。

3. 福祉避難所の管理・運営

1) 管理・運営体制の確立

福祉避難所を開設したときは、市（要配慮者支援班）は、担当職員を派遣し、避難所の管理・運営にあたる。また、担当職員の交代要員を確保する。

なお、大規模災害発生当初は、福祉避難所に派遣する職員を確保できない場合があるため、施設管理者等の協力を得て対応を図る。

在宅の要配慮者の避難は、自主防災組織や消防団等が連携して行うが、地域で避難支援が困難な場合は、市（要配慮者支援班）が社会福祉施設等と協力し、福祉車両等を用いて移送する。

施設入所者は、施設の管理者が車両等を用いて移送する。

市（要配慮者支援班）は、車両等の手配など支援を行う。

2) 生活支援等

福祉避難所には、相談等にあたる介助員や介護福祉士等の専門スタッフを確保・派遣し、避難所における日常生活上の支援を行うとともに、避難者の生活状況等を把握し、ホームヘルパーの派遣等、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるように配慮する。

第4章 水防活動

第1節 水防活動

項目	初動	応急	復旧	実施担当
第1項 水防活動	●			都市整備部、産業経済部、消防第1・2部、企業部

第1項 水防活動

水防活動に関しては、「大牟田市水防計画」に基づいて実施する。

第5章 交通・緊急輸送対策

第1節 交通対策の実施

項目		初動	応急	復旧	実施担当
第1項 道路交通対策	1. 道路交通情報の収集	●			土木班、道路管理者 大牟田警察署
	2. 道路交通規制	●			
第2項 海上交通対策	1. 海上交通情報の収集	●			総括班、農林水産班 三池海上保安部、港湾管理者
	2. 海上交通規制	●			
第3項 交通施設の 応急対策	1. 道路・橋梁	●	●		土木班、道路管理者 三池海上保安部、港湾管理者、各事業所
	2. 鉄道	●	●		
	3. 港湾	●	●		

第1項 道路交通対策

1. 道路交通情報の収集

市（土木班）は、警察署及び各道路管理者等と連携し、道路や橋梁のパトロールを強化し、主要道路や橋梁等の被害状況の早期把握に努めるとともに、交通規制の実施状況（道路名、区間、迂回路等）、特に危険と認められた道路及び橋梁の位置、復旧の見通し等について関係各班に伝達する。

2. 道路交通規制

市（土木班）、警察署並びに各道路管理者等は連携し、応急対策上重要な路線等について交通規制を実施する。

市（土木班）は、市管理の道路が、浸水、陥没、路肩崩壊、土砂災害等により危険なとき、又は緊急輸送のため必要なときは、通行禁止又は制限等の措置をとる。

第2項 海上交通対策

1. 海上交通情報の収集

市（総括班）は、三池海上保安部、港湾管理者から船舶の交通規制の実施状況、交通

状況等の情報を収集し、関係各班に伝達する。

市（農林水産班）は、災害発生時危険防止に必要な範囲において、漁港の使用を制限もしくは禁止し、又は使用等について必要な指導を行う。

また、三池海上保安部と連携し、災害発生時その規模・態様又は海域の状況に関する情報を相互に交換するとともに、規制措置を講ずるに際しては、緊急やむを得ない場合を除き事前に協議する。

2. 海上交通規制

三池海上保安部は、災害による船舶交通の障害の発生により、付近海域において船舶交通の危険が生じ、又は生じる恐れがあり危険を防止する必要があると認める場合、もしくは港内において船舶交通の安全のため必要があると認める場合は、船舶の交通を制限し、又は禁止する措置を講ずる。

この措置を実施する場合、緊急通信、安全通信等により船舶等に周知するとともに、巡視艇等により対象海域の警戒にあたる。

第3項 交通施設の応急対策

1. 道路・橋梁

各道路管理者等は、災害が発生した場合、所管の道路、橋梁について被害状況を把握し、緊急輸送道路を最優先に、道路交通の確保を図る。

市（土木班）は、災害応急対策用資機材や物資、要員の輸送等を迅速に行うため、市所管道路について、警察署と連携して通行の禁止又は制限等の措置などを講じ、災害現場や避難所に通ずる道路の確保に努めるとともに、被災道路や橋梁等の応急措置を行う。

1) 被災状況の把握

市（土木班）は、災害の発生が予測されるときは、所管道路の巡回、緊急点検を行い、道路及び占用の被災状況を把握する。

なお、道路占有の上下水道、電気、ガス等のライフラインの被害を確認した場合は、速やかに関係機関へ連絡し、必要な措置を求める。

2) 道路上の障害物の除去

市（土木班）は、路肩の崩壊、崖崩れ、倒壊物等により通行に支障がある場合は、土木・建設組合等に出動を要請して障害物の除去を行い、迅速に通行可能にする。

また、危険箇所には看板や警戒要員を配置するなどの措置をとる。

なお、道路上の障害物の除去は、緊急輸送等に必要な路線を優先して行う。

3) 道路・橋梁の復旧対策

市（土木班）は、緊急巡回、緊急点検によって得られた情報を整理、検討のうえ、

応急復旧の方針を決定し、速やかに応急復旧を行う。

2. 鉄道

1) 九州旅客鉄道株式会社

ア) 災害時の列車の運転規制

「運転取扱実施基準」「気象異常時運転規制手続」「運転事故並びに災害応急処理標準」「大災害応急処理標準」に基づき対処する。

イ) 災害時の代替輸送方法

他社に代行輸送を依頼する。

ウ) 災害対策本部の設置

運転事故並びに災害応急処理標準により、本社に対策本部を、現場には復旧現場本部を設置し、応援要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮その他の業務を行う。

エ) 連絡通報体制

運転事故並びに災害応急処理標準に定める連絡体系により連絡施設を有効活用し、正確・迅速を期す。

オ) 応急措置（案内広報など）

関係駅長及び関係列車の車掌は、輸送指令及び運転手と連絡を密にし、事故の状況、復旧の見込、接続関係などの情報を旅客に案内し、旅客の不安感を除去する。

カ) 応急復旧体制

復旧現場本部は、対策本部と密接な連絡をとり、正確な状況把握を行い、復旧計画、資材の輸送計画、機材の借り入れ手配、復旧要員の手配等を策定し、速やかな復旧を図る。

2) 西日本鉄道株式会社

ア) 災害時の列車の運転規制

「運転実施基準」「緊急時の救急体制要綱」「風水害対策」「気象警戒要領」に基づき対処する。

イ) 災害時の代替輸送方法

列車の運転停止が長時間にわたると認められるときは、自社バスによる臨時輸送などの代替バス輸送を実施する。

ウ) 災害対策本部の設置

災害発生時には「緊急時の救急体制要綱」に定める事故対策本部及び現地副本部の設置基準に従い、本部を設置し、必要に応じて、情報の収集、調査連絡、広報等の活動を行う。

エ) 連絡通報体制

「緊急時の救急体制要綱」に定める連絡系統により、速やかに関係各所に連絡をとる。

オ) 応急措置（案内広報など）

本社関係部署と現業各区所とは連絡を緊密にし、災害の状況、復旧作業の状態を把握し、復旧予定時刻、作業状況を逐次、広報担当へ連絡する。

また、広報担当は各報道機関の随時放送を利用し事故状況の情報を提供し広報する。さらに、各管理駅、乗務所、営業所を通じ、駅構内の放送施設及び車内放送を利用し、事故の情報（不通区間、乗換駅、代替輸送など）を放送し、旅客の案内誘導を行い、混乱の発生を防止する。

カ) 応急復旧体制

復旧責任者を定め、指揮命令系統を明確にして、総合的な復旧体制を確立し、迅速な復旧と正確な状況把握、情報の伝達を行う。

3. 港湾

1) 港湾管理者

港湾管理者は、災害の発生時には、国と連携し、港湾施設について早急に被害状況を把握し、危険防止に必要な範囲において、港湾施設の使用を制限もしくは禁止又は使用等について必要な指導を行う。

2) 相互連絡

三池海上保安部、港湾管理者及び民間の施設所有者は、災害発生時その規模・態様又は海域の状況に関する情報を相互に交換するとともに、規制措置を講じるに際しては、緊急止むを得ない場合を除き事前に協議する。

第2節 緊急輸送対策の実施

項目		初動	応急	復旧	実施担当
第1項 緊急輸送体制の確立	1. 緊急通行車両の確認	●			土木班
	2. 緊急交通路等の確保	●			
第2項 緊急輸送	1. 車両・燃料の確保	●	●		管財班、総括班、物資調達・輸送班 契約検査班
	2. その他の輸送手段の確保	●	●		
	3. 緊急輸送	●	●		

第1項 緊急輸送体制の確立

1. 緊急通行車両の確認

県知事又は県公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急輸送のための車両使用者からの申出により、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条の2の規定により緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を行う。

2. 緊急交通路等の確保

市（土木班）は、各道路管理者等と連携を図り、緊急輸送の対象となる道路の状況を点検し、交通規制、応急復旧などを行い、通行を確保する。また、市（土木班）は、道路の通行禁止、制限等の状況について、警察署と密接な連絡をとる。

■緊急交通路（警察（公安委員会））

地域	種別	道路名	選定理由	予備路線
筑後地域	陸上輸送	九州自動車道	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	国道3号
		国道3号	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	九州自動車道
		九州自動車道	大分・長崎方面等からの緊急輸送	
	海上輸送	国道208号	大牟田港、三池港からの緊急輸送	
	航空輸送	県道藤山国分一丁田線	陸上自衛隊久留米駐屯地からの緊急輸送	
		国道3号	陸上自衛隊小郡駐屯地等からの緊急輸送	

出典：福岡県地域防災計画

第2項 緊急輸送

1. 車両・燃料の確保

1) 市有車両の確保・配車

市（管財班）は、市有車両その他の車両のうち緊急車両に使用する車両を選定し、物資調達・輸送班からの配車要請に基づき配車を行う。

2) 車両の確保

市（物資調達・輸送班）は、市有車両では不足する場合又は市有車両では輸送できない場合は、輸送業者等からトラック、バス等を調達する。

3) 燃料の確保

市（管財班）は、市有車両、応援車両等に必要な燃料を市（契約検査班）から調達する

2. その他の輸送手段の確保

1) 鉄道による輸送

市（総括班）は、自動車による輸送が不可能な場合又は広域輸送が必要な場合は、九州旅客鉄道株式会社及び西日本鉄道株式会社に鉄道による輸送を要請する。

2) 航空輸送

市（総括班）は、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合は、県を通じてヘリコプターによる輸送を要請する。

その場合、自衛隊等と連携してヘリコプター離着陸場を開設する。

3) 船舶、舟艇等による輸送

陸上交通による輸送が困難な状況にあるか、又は途絶した場合は、巡視船艇等を緊急輸送船として利用した輸送を行う。

また、緊急輸送船の航路確保や接岸する岸壁の応急復旧等、緊急性が認められる場合は、九州地方整備局等関係機関と調整し、緊急輸送路を確保する。

■輸送力の確保要領

種 別		確保時の状況	依頼先等
自動車	公用車	主たる輸送力として使用	管財班が配車指示
	営業車他	公用車のみでは不足する場合	福岡陸運支局
鉄 道	J R 九州 西 鉄	自動車による輸送が不可能なとき 遠隔地から輸送するとき	九州旅客鉄道(株) 西日本鉄道(株)
航空機	自衛隊	陸上交通が途絶した場合	県知事又は自衛隊
船 舶	海上保安	陸上交通による輸送が困難な状況にあるか、又は途絶した場合	三池海上保安部

3. 緊急輸送

1) 緊急輸送の範囲

市（物資調達・輸送班）は、避難所を開設したときは、災害時における輸送車両等の運用計画及び調達計画により、人員、食糧、飲料水、生活物資、資機材等を搬送する。

多数の避難所等へ搬送が必要なときは、輸送業者に搬送を要請する。

2) 緊急輸送の手配

市（物資調達・輸送班）は、各班からの輸送要請に基づき、輸送業者等と連絡調整を行い、人員、物資等の輸送の手配を行う。

第6章 消防・救急・救助・救援活動

第1節 消防活動

項 目		初動	応急	復旧	実施担当
第1項 消防活動	1. 情報の収集・連絡	●			消防第1・2部
	2. 消火活動	●			

第1項 消防活動

1. 情報の収集・連絡

消防第1・2部は、市民、警察署等から情報を収集する。

2. 消火活動

1) 活動体制の確立

消防第1・2部は、災害により通常の警備体制では対処できない被害が発生した場合、消防吏員及び消防団員を非常召集し、非常警備体制を確立する。

2) 消防広域応援要請

現況の消防力では対処しきれない規模の火災、救助事象等が発生した場合、隣接市町等消防相互応援協定及び「福岡県消防相互応援協定」に基づき、県内外の消防機関に対して、応援要請を行う。

また、ヘリコプターが必要な場合は、県知事を通じてヘリコプターの派遣等の要請を依頼する。

消防第1・2部は、消防広域応援要請をした場合には、応援隊の受け入れと現場への案内等の活動支援を行う。

3) 市民及び自主防災組織等の活動

市民及び自主防災組織等は、火災が発生した場合、消防本部への通報及び初期消火活動を行い、消防第1・2部が到着したときは、その指示に従う。

4) 事業所の活動

事業所は、火災が発生した場合、消防本部への通報を行うとともに、自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動、必要に応じて従業員、顧客等の避難、周辺住民に対する必要な情報の伝達、立ち入り禁止措置等を実施する。

第2節 救急・救助活動

項目		初動	応急	復旧	実施担当
第1項 救急・救助活動	1. 救助情報の収集	●			総括班、市民支援班、消防第1・2部 大牟田警察署 三池海上保安部 大牟田医師会
	2. 救助活動	●			
	3. 救急活動	●			
	4. 行方不明者の搜索	●			

第1項 救急・救助活動

1. 救助情報の収集

1) 発見者の通報

要救助者を発見した者は、消防本部、警察署又は災害対策本部等へ通報する。

2) 要救助者情報の収集

災害現場に派遣された者は、地域住民等から要救助者情報を収集し、消防本部又は災害対策本部に連絡する。

災害対策本部は、消防第1・2部及び警察署等に通報された情報を収集し管理する。

2. 救助活動

1) 救助チームの編成

被災者の救出に当たっては、消防第1・2部が中心となり関係機関と連携し、救助チームを編成する。また、救助活動に必要な車両、舟艇、特殊資機材等を調達し、被災者情報をもとに出動する。

なお、行方不明者を発見した際、すでに死亡が明らかな場合については、警察署に連絡する。

2) 応援要請

消防第1部は、災害の状況等により、警察署等の応援を要請する。

自衛隊の派遣が必要な場合は、市（総括班）が県知事に要請する。

また、車両、特殊機械器具が必要な場合は、県の協力又は土木・建設組合等に出動を要請する。

3) 救助活動

消防第1部は、装備資器材を活用して、救助活動を実施するとともに、救助活動を指揮する。

この場合、現場に出動した消防第2部、警察署及び自衛隊等と連携し、活動を実施

する。

4) 市民、自主防災組織、事業所等の救助活動

市民、自主防災組織、事業所等は、災害が発生したときは、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、地域及び事業所内の被害状況を調査し、救助活動を行うとともに、行方不明者の確認を行う。

また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行う。

なお、救助チームが到着したときは、その指示に従い、救助活動に協力する。

5) 海上救助活動

三池海上保安部は、船舶海難等の災害により、被災者又は行方不明者が発生した場合に、情報の収集、確認とともに巡視艇等を投入し、救出、捜索にあたる。

3. 救急活動

消防第1部は、災害現場から医療救護所又は医療機関等まで、救急車等で傷病者を搬送する。傷病者が多数発生した場合は、大牟田医師会、福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の派遣を要請する。

消防第1部は、道路の被害等で救急車による搬送ができない場合は、県を通じてヘリコプターの出動を要請する。

4. 行方不明者の捜索

1) 行方不明者名簿の作成

市（市民支援班）は、所在の確認できない市民に関する問い合わせや、行方不明者の捜索依頼の受け付けを行い、行方不明者名簿を作成する。

行方不明者名簿は、警察署及び消防第1・2部にも提供する。

2) 捜索活動

消防第1・2部は、警察署、三池海上保安部、自衛隊等と協力して捜索チームを編成し、行方不明者名簿等に基づき、捜索活動を行う。

捜索中に遺体を発見したときは、速やかに収容し、医師による診断を行うとともに、警察署（警察官）に届け出、検視（見分）を受ける。

発見した遺体は、発見日時、場所、発見者等を記載したメモを添え、身元を確認する。

第3節 医療救護活動

項目		初動	応急	復旧	実施担当
第1項 応急医療活動	1. 医療救護体制	●			医療救護班
	2. 医療救護所の開設	●			大牟田医師会
	3. 医療救護所での活動	●			大牟田薬剤師会
	4. 医薬品・医療資器材等の確保	●			県保健福祉環境事務所
	5. 後方医療体制の確立	●			
第2項 被災者等への医療活動	1. 避難所等での医療活動	●			生涯学習班、教育総務班、医療救護班、
	2. 心の医療活動	●			大牟田医師会
	3. 医療情報の提供	●			県保健福祉環境事務所
第3項 防疫活動	1. 疫学調査・健康診断		●		医療救護班、防疫班
	2. 防疫活動		●		大牟田医師会
	3. 避難所における衛生管理		●		大牟田歯科医師会 県保健福祉環境事務所

第1項 応急医療活動

小規模な災害の場合は、原則として救急病院等に負傷者を搬送して、応急医療にあたる。

同時に多数の負傷者が発生した場合は、災害現場近くに医療救護所を設置して応急医療にあたる。

1. 医療救護体制

市（医療救護班）は、多数の負傷者が発生した場合は、県保健福祉環境事務所の連携の下、大牟田医師会に医療救護体制の確立を要請する。

災害の規模、状況によっては、県に対し福岡県災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請や市外の公立病院その他の応援要請を行う。また、広域的な応援が必要な場合は、県に支援要請を行う。

2. 医療救護所の開設

1) 医療救護所の決定

市（医療救護班）は、県保健福祉環境事務所の連携の下、大牟田医師会と連携して医療救護所の設置場所を決定する。

2) 医療救護所の設置

大牟田医師会は、医療救護所となる施設に医療用資器材、電源等、応急医療に必要な資器材を搬送し設置する。

医療救護所は、原則として災害現場に最も近い避難場所とする。

なお、医療救護所の設置に際しては、被災傷病者の発生及び避難状況の確認をはじめ、大牟田医師会の配備体制及び医療スタッフの派遣体制の確認、被災地の医療機関の稼働状況の確認、医療資器材、水、非常用電源等の確保の見通し、搬送体制、情報連絡体制の確保の見通し等に留意する。

3. 医療救護所での活動

医療救護所に派遣された大牟田医師会は、負傷者のトリアージ¹⁾、負傷者の応急処置、後方医療機関への搬送の要否、搬送順位の決定(トリアージ・タグ²⁾の活用)、軽症患者や転送困難な患者等の治療及び衛生指導、助産救護、死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力等の活動を行う。

- 1) トリアージ：傷病者の重症度と緊急度を判定し、治療や後方搬送の優先順位を決めること。
- 2) トリアージ・タグ：トリアージ区分の識別表で、収容医療機関への連絡事項等を簡単に記したメモのこと。

4. 医薬品・医療資器材等の確保

1) 医薬品・医療資器材等の確保

市（医療救護班）は、県保健福祉環境事務所の連携の下、大牟田薬剤師会、医薬品業者から医薬品、医療資器材を確保する。

不足する場合は、大牟田医師会が保有する医薬品、医療用資器材を使用する。

入手が困難なときは、県を通じて医薬品業者、他医療機関等に要請する。

2) 血液製剤等の確保

市（医療救護班）は、輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、県保健福祉環境事務所と連携の下、赤十字血液センター等に供給を依頼する。

また、必要に応じて市民へ献血の呼びかけを行う。

5. 後方医療体制の確立

1) 後方医療施設の確保

市（医療救護班）は、県保健福祉環境事務所と連携の下、大牟田医師会等からの医療情報をもとに、重症者を収容する災害時救急病院を確保する。

市内の災害時救急病院で収容困難な重症者は、市内の災害拠点病院又は市外の受入れ可能な医療機関に収容する。

2) 後方医療施設への搬送

医療救護所から市内の災害時救急病院又は市内の災害拠点病院へは、救急車又は市有車両等で搬送する。

■関連医療機関

災害拠点病院	基幹災害	県下全域	国立病院機構九州医療センター (福岡市)
	地域災害	有明	大牟田市立病院、ヨコクラ病院
救急病院	大牟田市立病院、永田整形外科病院、米の山病院、福岡県済生会大牟田病院、杉循環器科内科病院、大牟田中央病院、社会保険大牟田天領病院		
透析医療機関	大牟田市立病院、春日医院、飯田クリニック、米の山病院、杉循環器科内科病院、むとう内科クリニック、社会保険大牟田天領病院		

出典：福岡県災害時医療救護マニュアル他

第2項 被災者等への医療活動

1. 避難所等での医療活動

市（生涯学習班、教育総務班）は、必要に応じ避難所内に医療救護所を設置する。

市（医療救護班）は、県保健福祉環境事務所及び大牟田医師会、歯科医師会に健康診断や精神科、歯科等を含めた医療救護活動を要請する。

2. 心の医療活動

市（医療救護班）は、大規模な災害が発生したとき、又は避難生活が長期化する場合は、福岡県精神保健福祉センター、福岡県保健福祉環境事務所、精神科医療機関、福岡県児童相談所職員等の協力により、カウンセリングやメンタルヘルスケア資料の作成等を行い、被災者や要配慮者のPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的負担の軽減に努める。

3. 医療情報の提供

市（医療救護班）は、大牟田医師会、県保健福祉環境事務所等との連携の下、通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、広報紙等で市民に提供する。

第3項 防疫活動

1. 避難所の健康管理及び疫学調査・健康診断

市（医療救護班）は、大牟田医師会、県保健福祉環境事務所等との連携の下に、避難所の巡回による被災者の健康状態の把握・栄養指導・精神保健相談等の健康管理を行い、健康診断及び疫学調査を行う。

2. 防疫活動

市（医療救護班）は、大牟田医師会、県保健福祉環境事務所等との連携の下に、予防教育及び広報活動の強化、消毒の施行、避難所の衛生管理及び防疫指導等の防疫事務を行う。

市（防疫班）は、ねずみや昆虫等の防疫活動を実施する。

市（防疫班）は、防疫用資機材・薬剤を業者から調達する。

市（防疫班）は、災害により感染症が発生し、又は発生の恐れがある地域に消毒を行う。また、自主防災組織等を通じて薬品等を配布する。

3. 避難所における衛生指導

市（医療救護班）は、市（生涯学習班、教育総務班）、避難所の自主運営組織、ボランティア等と協力して、感染症の早期発見に努めるとともに、トイレの清掃・消毒、避難所居住スペースの清掃、ごみ置き場の清掃・消毒等、避難所の衛生管理を行うよう指導する。

第7章 生活関連対策

第1節 要配慮者の支援

項目	初動	応急	復旧	実施担当	
第1項 要配慮者への対応	1. 要配慮者の安否確認	●			要配慮者支援班、生涯学習班、ボランティア支援班、教育総務班 大牟田医師会
	2. 避難所での支援	●	●		
	3. 被災し自宅に留まっている要配慮者への支援	●	●		
	4. 福祉仮設住宅の供給及び支援		●	●	
第2項 社会福祉施設入所者等への対策	1. 災害発生時の安全確保	●			要配慮者支援班、総括班
	2. 施設における生活の確保	●	●		
	3. 災害危険区域に立地する社会福祉施設等における避難措置	●			

第1項 要配慮者への対応

1. 要配慮者の安否確認

1) 安否・所在の確認

市（要配慮者支援班）は、自主防災組織、福祉関係団体、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉協議会等の協力を得て、浸水や土砂災害等の災害危険被災地区の在宅の要配慮者の安否と所在の確認を行う。

災害状況によっては、移送の要否等を検討する。

2) 避難支援

要配慮者の避難は、自主防災組織や消防団等が連携して誘導する。

市（要配慮者支援班）は、高齢者、妊産婦、乳幼児及び傷病者等が避難困難な状況にある場合、社会福祉施設等と協力し、福祉車両等を用いて移送する。

2. 避難所での支援

市（要配慮者支援班）は、市（生涯学習班、教育総務班、ボランティア支援班）を通じて、避難所の要配慮者への支援ニーズを把握し、避難所運営組織及びボランティア等の協力を得て、次のような支援を行う。

■ 避難所の要配慮者への支援内容

ケアサービスリストの作成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要な介護・介助要員の種別、人数 ○ 必要な介助用具（車椅子、つえ等）の種別、数量
必要な設備等の確保・設置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 踏み板等の設置による段差の解消 ○ 簡易ベッド ○ パーティション（間仕切り） ○ 車椅子、紙おむつ、障害者用携帯トイレ等
要配慮者専用スペースの確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 少人数部屋への割り当て ○ 冷暖房、トイレ等への配慮
生活支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適温食と高齢者、乳幼児、外国人、妊産婦等に配慮した食事の供給 ○ ホームヘルパー等の派遣、介護
広報支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 掲示板の設置、手話通訳の派遣 ○ ボランティアによる個別情報伝達

3. 被災し自宅に留まっている要配慮者への支援

市（要配慮者支援班）及び大牟田医師会は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地等において、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員、ケースワーカー、専門ボランティア等の専門家によるホームヘルプサービス、要配慮者への巡回相談等に努める。

4. 福祉仮設住宅の供給及び支援

県は、必要に応じて、高齢者、障害者等日常の生活上特別な配慮を要する人を対象に福祉仮設住宅を設置する。

市（要配慮者支援班）及び大牟田医師会は、関係機関や関係団体等の協力を得て、福祉仮設住宅における支援を行う。

<福祉仮設住宅での支援内容>

ア) 福祉仮設住宅の集会施設等へのスタッフ詰所の設置、運営

イ) 福祉仮設住宅の居住環境の向上

ウ) 大牟田医師会並びに医療ボランティア（専門ボランティア）等との連携・協力による健康診断、メンタルヘルスケア対策の実施

- エ) ケースワーカー、カウンセラー等による全般的な生活相談
- オ) 各種行政支援サービスの利用相談
- カ) ホームヘルパーの派遣
- キ) その他要配慮者向けサービスの実施
- ク) 社会福祉施設入所者への支援措置

5. 災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣要請

市（要配慮者支援班）は、災害救助法が適用され、避難所等における福祉支援が必要な場合、県に対する災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣要請を行う。

第2項 社会福祉施設入所者等への対策

1. 災害発生時の安全確保

社会福祉施設等の管理者及び市（要配慮者支援班）は、入所者・利用者の安否を確認し、負傷した場合は、医療救護所等に移送する。

また、火災が発生した場合、職員は初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の住民等の協力を要請する。

2. 施設における生活の確保

市（要配慮者支援班）は、災害によりライフライン等が断たれ、食糧、飲料水、生活必需品等が供給できなくなった場合、必要とする品目、数量等の情報を収集し、関係各班に供給を要請する。

3. 災害危険区域に立地する社会福祉施設等における避難措置

市（要配慮者支援班）は、災害により入所者に危険が及ぶ恐れがある社会福祉施設等に対し、安全な他の福祉施設又は福祉避難所等へ要配慮者を避難させることにより、入所者の安全確保を図るよう連絡する。

市（総括班）は、要配慮者の避難にあたって必要な場合は、消防、警察署、自衛隊等に避難支援を要請する。

第2節 食糧・生活必需品の供給

項目		初動	応急	復旧	実施担当
第1項 応急給水活動	1. 水道施設（管路）被害状況の調査	●			上水道班、企業総務班
	2. 応急給水活動	●	●		
第2項 食糧・生活必需品の供給	1. 備蓄食糧等の供給	●			物資調達・輸送班、生涯学習班、教育総務班、人事班、総括班、農林水産班
	2. 食糧等の確保	●	●		
	3. 食糧等の供給	●	●		
第3項 救援物資の供給	1. 物資拠点の設置	●			物資管理班、物資調達・輸送班
	2. 救援物資の受け入れ・管理・供給	●	●		

第1項 応急給水活動

1. 水道施設（管路）被害状況の調査

市（上水道班）は、災害が発生したときは、配水管等の水道施設（管路）の破損等の状況について、調査・確認を行う。

2. 応急給水活動

1) 給水需要の調査

市（上水道班）は、災害により給水機能が停止したときは、市（企業総務班）と連携し、応急給水活動が必要な地域、規模を決定するため、断水地区の範囲、断水地区の人口・世帯数、避難所及び避難者数、応急給水所の設置場所等の把握を行う。

2) 応急給水活動

市（上水道班）は、公共施設等の避難所に応急給水所を設け、仮設給水タンク等を設置し、看板等を掲示して、被災者への応急給水を行う。

応急給水所では、避難所担当職員等の協力を得て、市民が自ら持参した容器により応急給水を行い、容器が不足するときは、応急給水袋等を用意する。

ただし、被災地の状況により応急給水所の確保が難しい場合は、交通の状況等を考慮して、被災地近郊に応急給水所を設定し、応急給水活動を実施する。

なお、応急給水対応については、災害の規模、被災状況、給水活動に対応する人員、並びに、保有する資機材の状況を見極め、応急給水所で応急給水活動を実施する。

■給水量等の目安

給水の条件	給水量の基準 1人1日当たり	備考
ア) 災害救助法を適用した場合で飲料水の確保が困難なとき	3リットル	飲料水
イ) 飲料水の確保が困難であるが搬送給水できるとき	14リットル	飲料水＋雑用水
ウ) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）により県知事が飲料水施設の使用停止を命じたとき	20リットル	イ)＋洗濯用水
エ) ウ) の場合が比較的長期にわたるとき必要の都度	35リットル	ウ)＋入浴用水

第2項 食糧・生活必需品の供給

1. 備蓄食糧等の供給

災害直後は、市の備蓄食糧及び備蓄物資のほか、市民、事業所の備蓄食糧等を用いる。市（物資調達・輸送班）は、災害直後に避難所等へ市の備蓄食糧等を供給する。また、輸送業者にその搬送を依頼する。

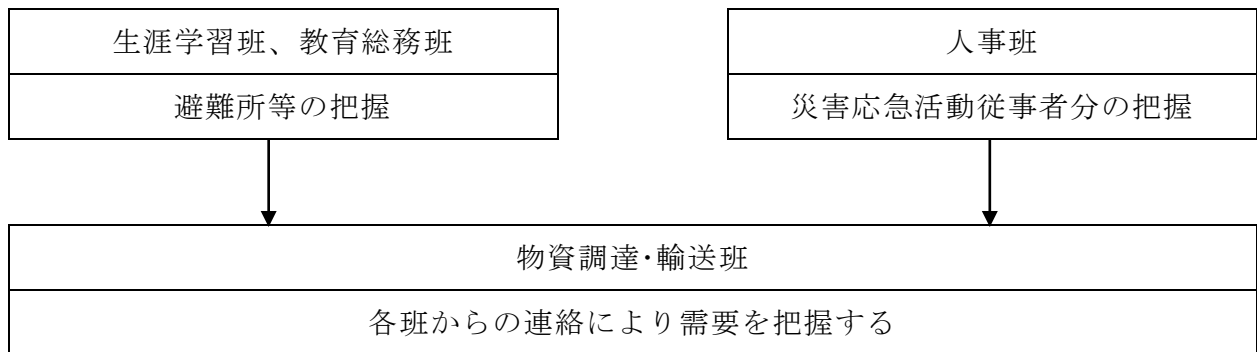
2. 食糧等の確保

1) 需要の把握

市（生涯学習班、教育総務班）は避難所等の被災者、市（人事班）は災害応急活動従事者等に対して、食糧等を供給するために必要な量を把握し、市（物資調達・輸送班）へ報告する。

なお、被災者への対応については、食物アレルギーや要配慮者への配慮を行う。

■ 需要の把握



2) 食糧等の確保

市（物資調達・輸送班）は、備蓄食糧や備蓄物資が不足する場合は、協定を締結している事業者に食糧等を発注する。

さらに、不足する場合は、食品販売業者及び製造業者に食糧等を発注する。

業者だけでは不足するときは、市（総括班）に要請し、県又は県内市町村に対して食糧等の供給を要請する。

3) 米穀、乾パン等の調達

本部長（市長）は、災害の発生に伴い、炊き出し等給食に必要な米穀や乾パンの供給を県に要請する。

市（農林水産班）は、県知事の指示に基づき、米穀等を九州農政局（福岡県拠点）から調達する。

3. 食糧等の供給

1) 食糧等供給の対象者

食糧等供給の対象者は、災害により自ら食料の調達が困難な者や災害応急活動従事者等である。

2) 食糧等の輸送

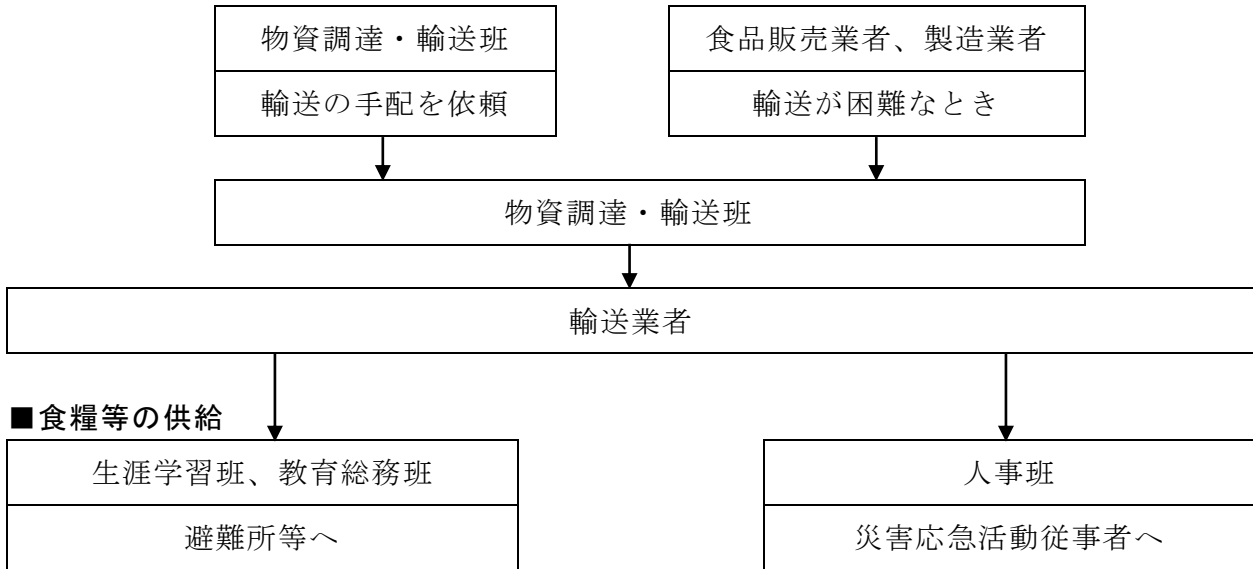
市（物資調達・輸送班）は、食糧等の調達業者が輸送困難なときは、食糧等の輸送を輸送業者に要請する。

3) 食糧等の供給

市（生涯学習班、教育総務班）は、食糧の調達が困難な者に対して、自主防災組織やボランティア等の協力により食糧等を供給する。

また、必要に応じて炊き出しを行う。炊き出しは、地域住民や自主防災組織、ボランティア等の応援協力を得て、学校等の給食施設、又は地区公民館等の既存施設を利用し、避難所と同一施設を選定して設けるが、それらの施設や部屋が使用できない場合は、屋外の適切な場所を確保して炊き出しを行う。

■食糧等の輸送



■食糧等の供給

第3項 救援物資の供給

1. 救援物資拠点の開設

市（物資管理班）は、救援物資を保管・管理するために、救援物資拠点を開設する。

2. 救援物資の受け入れ・管理・供給

市（物資管理班・物資調達・輸送班）は、ボランティア等の協力により、物資を受け入れ、在庫を管理する。

避難所等からの物資供給の要請があった場合は、市（物資調達・輸送班）を通じて供給する。

第3節 災害廃棄物等の処理

項目		初動	応急	復旧	実施担当
第1項 災害廃棄物の処理	1. 生活ごみの処理		●		環境業務班
	2. 災害廃棄物（がれき等）の処理			●	
第2項 し尿の処理	1. 仮設トイレの設置	●			環境業務班、生涯学習班、教育総務班
	2. し尿の処理	●	●		

第1項 災害廃棄物の処理

1. 生活ごみの処理

市（環境業務班）は、ごみの収集・処理の体制を確立し、ごみ処理計画を策定する。

1) 収集・処理の基本方針

市民の在宅している世帯及び避難所から発生する可燃ごみを優先的に収集・処理する。

大型ごみや資源物回収については、可燃ごみを優先するために、状況によっては一時的に中止する。

通常と同じようにごみの分別を徹底し、個別に収集し、リサイクルの方針にあわせて処理を行う。避難所でも、一般のごみと同じように分別を行い収集する。

2) 収集・処理の実施

被災状況などから推定されるごみの推計発生量をもとに、ごみ処理能力、収集車両、人員の確保や支援の必要性を明確にし、ごみ収集計画及び処理計画を見直す。これをもとに、必要な体制を速やかに確保し、ごみの収集・処理を行う。

また、ごみの発生量が多い場所などでは仮集積所の設置についても考慮する。

収集・処理が困難なときは、福岡県廃棄物対策課へ応援を要請する。

3) 収集の広報

防災行政無線（屋外拡声器・戸別受信機）、広報車両、テレビ・ラジオ、広報紙、チラシ等により、ごみ収集に関する広報やごみ排出のルールを守るよう呼びかける。

また、市民からのごみに関する相談や苦情を受け付ける。

<広報の内容>

ア) ごみの排出方法

イ) ごみ収集体制の変更内容

ウ) 排出場所・仮集積所・仮保管場所の周知

2. 災害廃棄物（がれき等）の処理

市（環境業務班）は、災害により生じた土砂や木材の除去、がれき等の災害廃棄物の量を推計し、必要な運搬・処理体制を検討し、処理を行う。

仮保管場所を確保し、収集した災害廃棄物を受け入れ、分別、再利用・再資源化を進め、適切な方法で処理する。

また、アスベスト等有害な廃棄物については、汚染物質の発生を防ぐための適正な処理対策を行う。

第2項 し尿の処理

1. 仮設トイレの設置

市（生涯学習班、教育総務班）は、避難者数等に応じて仮設トイレを避難所に設置する。市の調達で不足する場合は、県等を通じて仮設トイレを確保する。

2. し尿の処理

市（環境業務班）は、仮設トイレ等のし尿の収集・処理計画を作成し、委託業者等に収集を要請する。

し尿収集・処理が困難な場合は、福岡県廃棄物対策課へ応援を要請する。

第4節 遺体の処置

項目		初動	応急	復旧	実施担当
第1項 遺体の処置	1. 遺体の処置	●	●		福祉班、防疫班
	2. 遺体の安置	●	●		大牟田警察署
第2項 遺体の埋火葬	1. 遺体の埋火葬	●	●		市民支援班、防疫班、福祉班
	2. 遺体の保管	●	●		

第1項 遺体の処置

災害救助法が適用された場合は、県知事又は県知事の委任を受けた市が警察機関、消防機関及びその他の機関等の協力を得て実施する。

1. 遺体の処置

1) 遺体の検視（見分）

警察署は、死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）に基づき遺体の検視（見分）を行い、検視（見分）終了後に遺族に引き渡す。

遺体の引き受け人がいない場合は、検視調書を添えて市に引き渡す。

2) 身元の確認

市（福祉班）は、警察署と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、問い合わせ等に対応する。

また、警察署は、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう協力する。

3) 遺体の処置

市（福祉班）に引き渡された遺体は、医師による検案等の処置を行う。

大牟田医師会は、遺体の処置について、遺体識別のための洗浄・縫合・消毒等の処置を行い、遺体の死因その他の医学的検査をする。

また、身元が識別されない遺体又は短期日の間に埋葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。

4) 漂着遺体等の取り扱い

市（福祉班）は、漂着遺体については、遺体の身元が判明しているときは、その遺族又は被災地の市町村に引き渡しを行い、遺体の身元が判明しないときは、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条に基づき処置する。

ただし、災害救助法が適用された市町村から漂着したものであると推定される場合は、被災地の市町村に引き渡す。

なお、遺品を保管し、遺体の撮影記録を保存する。

2. 遺体の安置

1) 遺体安置所の設置

市（福祉班）は、被災地に近い公共施設に遺体安置所を開設し、処置した遺体を遺体安置所に搬送する。

身元が判明した遺体は、遺族に引き渡す。

2) 納棺用品等の調達

市（防疫班）は、葬儀業者にドライアイス、納棺用品等の供給及び遺体の納棺等を要請する。

第2項 遺体の埋火葬

1. 遺体の埋火葬

1) 埋火葬の受付

市（市民支援班）は、埋火葬許可書を発行する。

2) 埋火葬

市（防疫班）は、遺体を火葬場にて火葬する。

遺体が多数のため、市内の施設では処理できないときは、近隣の火葬場に火葬を依頼する。

■遺体の火葬場

施設名	所在地	炉数	能力
大牟田市葬斎場	大牟田市黄金町2丁目210-2	6	18体/日

2. 遺骨等の保管

市（福祉班）は、引き取り手のない遺骨等を遺留品とともに保管する。

埋葬については、火葬した遺骨は、一時寺院等に安置し、埋葬台帳を作成する。

また、引き取り手のない遺骨は、当分の間、遺留品とともに保管し、後に本部長（市長）が指定する墓地に仮埋葬する。

なお、外国人の埋葬者の際は、風俗、習慣、宗教等に配慮する。

第5節 応急教育

項目		初動	応急	復旧	実施担当
第1項 事前の措置	1. 災害発生前の事前措置	●			教育班
第2項 応急教育	1. 児童・生徒の安全確保	●	●		教育班、教育施設班
	2. 児童・生徒の安否確認	●	●		
	3. 応急教育	●	●		
	4. 各種支援対策	●	●		

第1項 事前の措置

1. 災害発生前の事前措置

学校長は、気象情報等により災害の発生が予測されるときは、市教育委員会と連携して、授業中止や一斉下校等の措置をとり、所定の様式によりその内容を市教育委員会に報告する。

市教育委員会は、市立学校において授業中止や一斉下校等を決定したときは、必要に応じて県教育委員会に報告する。

なお、学校長は、あらかじめPTA等と協議し、緊急時の保護者との連絡方法や登下校時の安全経路、児童、生徒の保護措置等について定めておく。

第2項 応急教育

1. 児童・生徒の安全確保

1) 授業中止の措置

学校長は、災害のため、授業を継続することにより、児童・生徒の安全を確保することが困難な場合、授業の中止措置等をとり、市教育委員会に報告する。

2) 避難措置

学校長は、災害が発生した場合、児童・生徒の安全を確保するため、学校での待機又は保護者への引き渡し等適切な措置をとり、災害により危険がある場合は、安全な避難所に避難誘導をする。

2. 児童・生徒の安否確認

学校長は、災害が夜間・休日等に発生した場合、児童・生徒・職員の安否の確認を行う。

3. 応急教育

1) 場所の確保

学校長は、施設の被害状況を調査し、市（教育班）と連携を取りつつ、応急教育のための場所を確保する。

市（教育班）、学校長及び職員は、校舎が避難所として使用されることになったときには、避難所のスペースの他に応急教育の場を確保し、相互に学業や避難生活を妨げないように配慮する。

2) 応急教育計画の作成

学校長は、応急教育において実施する指導内容の決定、臨時の学級編制等を行い、市教育委員会に報告する。

また、速やかに児童・生徒及び保護者に授業再開を周知する。

なお、教育内容は、下記の点に留意する。

■応急教育の内容

学習に関する教育内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教具、資料を必要とするものは、なるべく避ける。 ○ 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば体育や理科の衛生等を主として指導する。
健康・衛生に関する指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 ○ 衣類、寝具の衛生指導 ○ 住居、便所等の衛生指導 ○ 入浴等身体の衛生指導
生活指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童、生徒相互の助け合いや協力の精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ○ 児童、生徒のそれぞれの発達段階に応じて、事態の認識と復興の意欲を持たせる。 ○ 関係機関、大牟田医師会、その他専門家と連携し、児童、生徒へのメンタルヘルスケアを行う。

3) 教職員の確保

市教育委員会は、教職員の被災状況について県教育庁南筑後教育事務所を經由して県教育委員会に報告するとともに、教職員の補充について要請する。

4. 各種支援対策

1) 就学援助に関する措置

市（教育班）は、被災によって就学困難となった児童・生徒に対し、就学援助費の支給に必要な措置をとる。

また、被災家庭の大牟田特別支援学校等の児童・生徒に対しても、就学奨励費の追加支給について必要な措置をとる。

2) 学校給食の措置

学校長は、給食施設・設備、物資等に被害があった場合は、被害状況を市（教育班）に報告し、市（教育班）は、被害状況を確認の上、給食実施の可否について決定する。

その場合、市（教育施設班）が給食施設等に応急措置を施し、被害があってもできる限り継続実施するようにする。

避難所として使用される学校については、学校給食と、り災者への炊き出しとの調整に留意する。

なお、感染症・食中毒の発生の恐れがあるため、衛生については特に留意する。

3) 衛生の確保

各学校では、状況に応じ、当該学校医へ協力を求め、児童・生徒の健康診断、衛生指導等を行う。

4) 被災児童・生徒のメンタルヘルスケア

市（教育班）は、学校長と連携して、県保健福祉環境事務所、児童相談所、南筑後教育事務所等の専門機関と連携して、被災児童・生徒へのメンタルヘルスケアを行う。

5) 学用品等の支給

市（教育班）は、災害により教材、学用品を失った児童・生徒に対し、必要な教材、学用品を支給するために必要な措置をとる。

第6節 動物対策

項目		初動	応急	復旧	実施担当
第1項 動物対策	1. 死亡獣畜の処理		●		防疫班 県獣医師会県南支部
	2. 愛護動物等への対応		●		
	3. 避難・保護動物への対応		●		

第1項 動物対策

1. 死亡獣畜の処理

市（防疫班）は、県保健福祉環境事務所等の指導により、死亡した動物等を処理する。

2. ペット動物等への対応

市（防疫班）は、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等の収容を県保健福祉環境事務所へ要請する。

特に、危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察署等と連携して必要な措置を講ずる。

市（防疫班）は、県獣医師会県南支部等と連携して、同行避難した動物による避難所の生活環境の悪化を防止するため、適正飼養の指導を行う。

3. 避難スペースの確保と飼い主への啓発

市（総括班、生涯学習班、教育総務班、防疫班）は、動物が苦手な方やアレルギーの方が避難することが考えられるため、施設内にペット同伴等のスペースを確保できる避難所をあらかじめ選定するとともに、ペット避難に関する啓発に努める。

また、飼い主は、ペットフードやペットシート等の備蓄、鳴き声やケージに入るなどのしつけ等、普段から災害に備えていく必要がある。

第8章 ライフライン施設対策

第1節 ライフライン施設の応急対策

項目		初動	応急	復旧	実施担当
第1項 電気・ガス施設の応急対策	1. 電気施設の応急対策	●			九州電力送配電株式会社 大牟田ガス株式会社
	2. ガス施設の応急対策	●			
第2項 上・下水道施設の応急対策	1. 上水道施設の応急対策	●			上水道班、上水施設班、 下水道班、下水施設班、 有明ウォーターマネジメント株式会社、大牟田下水道サービス共同企業体
	2. 下水道施設の応急対策	●			
第3項 電気通信設備の応急復旧対策	1. 応急対策	●			NTT 西日本株式会社
	2. 復旧対策	●			

第1項 電気・ガス施設の応急対策

1. 電気施設の応急対策

九州電力送配電株式会社は、災害が発生する恐れがある場合又は発生した場合は、情勢に応じた防災体制を発令し、速やかに対策組織を設置する。

また、災害対策活動に関する一切の業務は、対策組織のもとで行う。

1) 情報の収集、報告

災害が発生した場合は、対策組織の長は次に掲げる各号の情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級対策組織に報告する。

ア) 一般情報

a) 気象、地象情報

b) 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該管内全般の被害情報

c) 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）

d) その他災害に関する情報（交通状況等）

イ) 被害情報

- a) 電力施設等の被害状況及び復旧状況
- b) 停電による主な影響状況
- c) 復旧資材、応援、食糧等に関する事項
- d) 従業員の被災状況
- e) その他災害に関する情報

2) 情報の集約

上級対策組織は、下級対策組織からの被害情報等の報告及び独自に国、地方自治体等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

3) 災害時における広報

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4) 応急対策要員の確保

- ア) 夜間、休日に災害発生の恐れがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。
- イ) 防災体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。
- ウ) 交通途絶等により所属する対策組織に出動できない対策要員は、最寄り事業所に出動し、所属する対策組織に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

5) 災害時における復旧資材の確保

ア) 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- a) 現地調達
- b) 対策組織相互の流用
- c) 他電力会社等からの融通

イ) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両・舟艇・ヘリコプター等をはじめその他実施可能な運搬手段により行う。

6) 災害時における応急工事

ア) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

イ) 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

- a) 水力、火力発電設備
共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

- b) 送電設備
ヘリコプター、車両等の機動力及び災害復旧資材の活用により仮復旧を迅速に行う。
- c) 変電設備
機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。
- d) 配電設備
非常災害仮復旧標準工法（作業指針）による迅速的確実な復旧を行う。
- e) 通信設備
衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

2. ガス施設の応急対策

大牟田ガス株式会社は、風水害等災害による被害が発生した場合は、「防災に関する計画」に基づき災害対策本部を設置し、社内各部署の連絡協力のもと応急対策を実施する。

1) 緊急対策

ア) 情報の収集

a) 一般情報

テレビ・ラジオ等により一般被害情報に関する情報を収集し、各事業所に伝達する。

b) 供給設備の被害状況を把握し、必要に応じて二次災害防止の措置を行う。

イ) 広報

地元のテレビ・ラジオ放送局に対して、二次災害発生防止の観点から保安確保のための緊急放送を依頼する。

また、必要に応じてマイコンメーターの取扱方法についての放送も依頼する。

ウ) 二次災害防止措置

ガスの漏洩等による二次災害発生の恐れがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止等の適切な危険予防措置を講ずる。

また、必要に応じて統合ブロック、復旧ブロック単位での供給停止を行う。

2) 復旧対策

ア) 復旧計画の策定

風水害等災害が発生した場合は、被災の正確な情報を収集し、復旧手順及び方法、復旧要員の動員及び配置計画、復旧用資機材の調達計画、復旧作業の工程、臨時供給の実施計画、宿泊施設の手配・食糧等の調達計画、その他必要な対策を明らかにした復旧計画を迅速に策定する。

なお、病院、ゴミ焼却場等社会的緊急度が高い施設について、優先的な復旧を図る。

また、復旧作業が長期化する場合には、需要家支援のために代替熱源等の提供を図る。

イ) 復旧作業の実施

設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ手順に従い早期復旧を目指す。

ウ) 救援要請

広範囲にわたり供給停止した場合は、「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱（日本ガス協会）」に基づき（社）日本ガス協会九州部会へ救援を要請する。

エ) 広報

二次災害の発生防止と需要家不安の解消とともに、円滑な復旧作業のための協力要請を目的に、臨時広報活動を実施する。

第2項 上・下水道施設の応急対策

1. 上水道施設の応急対策

市（上水道班、上水施設班）、有明ウォーターマネジメント株式会社は、災害により被害が発生した場合、次のような応急対策を実施する。

1) 取水施設

取水施設の被災については、被害状況を把握し、直ちに応急復旧を行う。

2) 浄水施設

ア) 浄水施設においては、災害時に薬品類の不足により原水の処理能力の低下がおきないように原水処理薬品類の備蓄を行う。

イ) 浄水施設の被災については、被害状況を把握し、直ちに応急復旧を行う。

3) 送配水ポンプ施設

ポンプ場には、送配水のための自吸式ポンプ等を設置して送配水の応急措置をとるとともに、停電時の備えとして自家発電設備等により施設や機器の運転制御を行い、停電復帰後速やかに加圧送水等ができるよう努める。

4) 送配水施設

送配水管路、配水池等の被災については、被害状況の早急な把握を行うとともに、公共施設や病院、避難所等の重要施設への早期復旧に配慮しながら、基幹となる送水管、配水本管、給水拠点に至る路線を優先し、計画的な応急復旧を行う。

2. 下水道施設の応急対策

市（下水道班、下水施設班）、大牟田下水道サービス共同企業体は、災害により被害が

発生した場合は、次のような応急対策を実施する。

1) 管渠

- ア) 下水管渠の被害に対しては、汚水、雨水の疎通に支障のないように迅速に応急措置を講じるとともに本復旧の方針をたてる。
- イ) 工事施行中の箇所については、請負人をして、被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに状況に応じて現場要員、資機材の補給を行う。
- ウ) 可搬式の排水ポンプ等の資機材は所要量を整備・確保し、応急対策にあたる。

2) ポンプ場及び処理場

- ア) 停電のためポンプ場及び処理場の機能が停止した場合、自家用発電設備等によってポンプ及び処理施設等の運転を行い、機能停止による排水及び処理不能事態が起らないようにする。
- イ) 建物その他の施設には、洪水その他風水害時に備え、特に防護の必要のあるものに対しては所要の資機材を備蓄し応急復旧を行う。

第3項 電気通信設備の応急復旧対策

NTT 西日本株式会社は、災害時における電気通信設備の応急対策を「防災業務計画」に基づき実施し、通信の確保にあたる。

1. 応急対策

1) 情報の収集報告

災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、重要通信を確保し、あるいは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- ア) 気象状況、災害予報等
- イ) 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況
- ウ) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- エ) 被災設備、回線等の復旧状況
- オ) 復旧要員の稼働状況
- カ) その他必要な情報

2) 社外関係機関との連絡

災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

3) 警戒措置

災害予報が発せられた場合、あるいは報道された場合、及びその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて、次に掲げる事項について警戒の措

置をとる。

- ア) 情報連絡要員を配置する。
- イ) 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させる。
- ウ) 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行う。
- エ) 災害対策用機器の点検と出動準備、あるいは非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講じる。
- オ) 防災のため必要な工事用車両、資材等を準備する。
- カ) 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講じる。
- キ) その他、安全上必要な措置を講じる。

4) 通信の非常疎通措置

ア) 重要通信の疎通確保

災害に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。

- a) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとる。
- b) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）、及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）の定めるところにより、臨機に利用制限の措置をとる。
- c) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱う。
- d) 警察署、消防、その他諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。
- e) 電気通信事業者及び防災行政無線（屋外拡声器・戸別受信機）等との連携をとる

イ) 被災地特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には避難場所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

ウ) 災害用伝言ダイヤル「171」の提供

災害時において、通信がふくそうした場合に、被災地の家族・親戚・知人等の安否確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、「声の伝言板」による災害用伝言ダイヤル「171」を提供する。

なお、災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始については、NTT西日本において決定し、市民への周知は、テレビ、ラジオ等及び県災対本部と協力して実施する。

利用方法については「171」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って、伝言・録音・再生を行う。

エ) 災害用ブロードバンド伝言板「web171」の提供

災害時において、通信がふくそうした場合に、被災地の家族・親戚・知人等の安否確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、新たにブロードバンド時代にふさわしい伝言情報（テキスト、音声、画像）の登録・閲覧を可能とする災害用ブロードバンド伝言板「web171」を提供する。

なお、災害用ブロードバンド伝言板「web171」の提供開始については、NTTにおいて決定し、市民への周知はテレビ、ラジオ等及び県災対本部と協力して実施する。

利用方法についてはNTT西日本株式会社ホームページ上の災害用ブロードバンド伝言板「web171」利用方法に従って、テキスト、音声、画像の登録、閲覧を行う。

5) 災害時における広報

ア) 広報活動

災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

イ) 広報の方法

広報についてはテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、パソコン通信、支店前掲示等により直接当該被災地に周知する。

6) 社外機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要により、社外機関に対し次の事項について応援の要請又は協力を求め、また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

ア) 要員対策

工事会社等の応援、自衛隊の派遣要請

イ) 資材及び物資対策

地方公共団体等に対する燃料、食糧等の特別配給の要請

ウ) 交通及び輸送対策

- a) 人員又は災害対策用機器、資材及び物資等の緊急輸送に必要な車両等について、交通制限又は輸送制限に係わる特別許可の申請
- b) 災害時等の緊急輸送のための運送業者の協力、あるいは自衛隊等に対する輸送の援助要請

エ) 電源対策

商用電線の供給、自家発電用エンジンの燃料、移動電源車の燃料、オイル及び冷却水等の確保・供給を関係者に要請

オ) 利用者対応

利用者に対して故障情報、回線情報、ふくそう回避策及び利用案内等について情報提供を行うとともに、報道機関との連携を図る。

2. 復旧対策

災害により電気通信設備に被害が発生し、回線に障害が生じた場合は、通信途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被災状況に応じた措置により回線の復旧を図る。